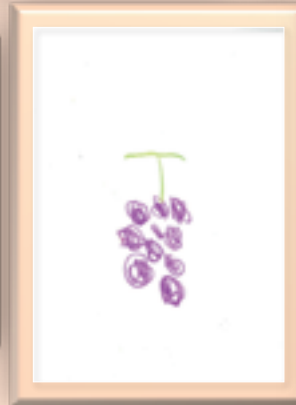
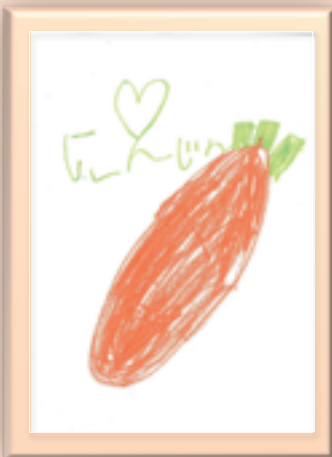
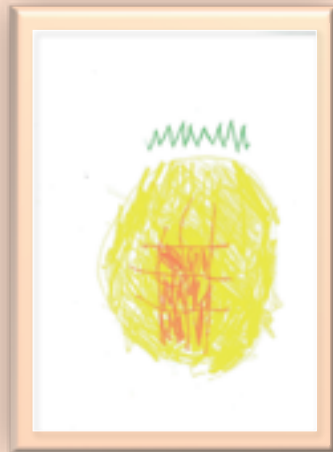
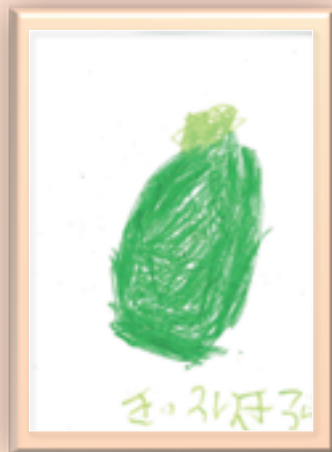
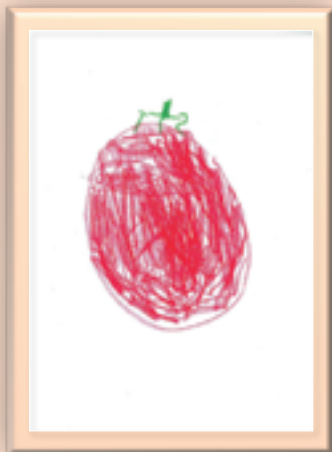


第三次 かごしま市食育推進計画



鹿児島市食育推進キャラクター
「でこん丸」

【鹿児島市立保育園花尾保育所 園児作品】

鹿児島市

はじめに



私たちが心身ともに健康で、生涯にわたって生き生きと暮らしていくために、「食」は欠かすことのできないものであり、「食育」は生きる上での基本であります。

近年、食を取り巻く社会環境の変化に伴い、食に関する価値観やライフスタイルの多様化が進んできております。

食についての情報は社会に氾濫し、だれもが食品や情報を簡単に入手でき、自らが選択するようになった現代では、食に関する正しい情報などを適切に選別し、活用できる力を身に付けることが求められております。

また、世帯構造の変容や様々な生活状況により、健全な食生活の実践が困難となることや、各地で育まれてきた地域の伝統的な食文化の喪失、さらには、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進など、様々な課題に直面しております。

このような中、本市では、平成21年の「かごしま市食育推進計画」策定以降、関係機関や市民の皆様と一体となって、食育に関する施策を推進してまいりました。

そして、このたび、これまでの進捗状況や食をめぐる現状・課題等を踏まえ、「第三次かごしま市食育推進計画」（平成31年度～平成33年度）を策定いたしました。

この計画では、「食を通じて、健康で生き生きと生活できる活力あるかごしま市の実現」を目指し、3つの基本目標のもと、関係機関や団体と緊密に連携し、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとしております。

また、9つの基本方針ごとに、市の取組に加え、ライフステージに応じた市民の取組を新たに設定しており、市民の皆様が「食」についての理解を深め、主体となって取り組んでいただきたいと考えておりますので、一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

終わりに、計画の策定に当たり、熱心にご審議いただきました鹿児島市食育推進委員会委員をはじめ、ご意見やご協力を賜りました市民の皆様ならびに関係各位に心から感謝申し上げます。

平成31年3月

鹿児島市長 森 博 幸

目次

第1章 計画の策定にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

- 1 策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2章 市民意識調査の結果からみえる 本市の食育に関する現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

- 1 食育に関する市民意識調査の概要・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

第3章 第二次かごしま市食育推進計画における 評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

- 1 目標項目に対する評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 2 第二次計画の目標値及び評価・・・・・・・・・・・・・・ 24

第4章 計画の基本理念等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25

- 1 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
- 2 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
- 3 施策の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26

第5章 施策の展開・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

- 1 基本目標別の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
 - 基本目標1
 - 「食」について幅広い知識を身に付けよう！・・・・・・・・ 27
 - (1) 食育の意識啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
 - (2) 健全な食生活の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
 - (3) 安全・安心な食生活の推進・・・・・・・・・・・・ 30
 - 基本目標2
 - ライフスタイルに応じた食育に取り組もう！・・・・・・・・ 34
 - (1) 家庭における食育の推進・・・・・・・・・・・・・・ 34
 - (2) 学校・地域社会における食育の推進・・・・・・・・ 36
 - (3) 健康寿命の延伸につながる食育の推進・・・・ 37

基本目標 3	
食の循環や環境を考えよう！	40
(1) 地産地消及び農林漁業体験の推進	40
(2) 食文化継承に関する取組の推進	41
(3) 環境に配慮した食育の推進	42
2 鹿児島市の主な事業等一覧	46

第 6 章 計画の数値目標 49

第 7 章 計画の推進体制 50

資料編 51

1 策定経過	51
2 鹿児島市食育推進委員会設置要綱	52
3 鹿児島市食育推進委員会委員名簿	53
4 鹿児島市食育推進連絡会議設置要綱	54
5 食育基本法	55
6 鹿児島市の主な事業内容等一覧	60

(注)本書の元号については、本計画策定時点のものを使用しており、改元後も当該表示は有効です。

第1章 計画の策定にあたって

1. 策定の趣旨

近年のライフスタイルの多様化に伴い、「食」をめぐる環境が変化し、栄養の偏り、肥満や生活習慣病^{※①}の増加等の問題が生じている中、国は平成17年7月に「食育基本法」を施行しました。この食育基本法では、食育を「生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの」と位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められているとしています。

本市では、平成21年3月に「かごしま市食育推進計画（平成21年～25年度）」、平成26年3月には「第二次かごしま市食育推進計画（平成26年～30年度）」（以下「第二次計画」という。）を策定し、恵まれた自然環境と豊かな食材を有する特性を生かして、家庭や地域、保育所・幼稚園・小中学校等、また食料の生産者など食に関わる関係機関・団体等と連携して食育の推進に取り組んできました。

この第二次計画の計画期間が終了することから、これまでの進捗状況や本市の食をめぐる現状、課題等を踏まえ、「第三次かごしま市食育推進計画」（以下「第三次計画」という。）を策定するものです。

第三次計画では、「食を通じて、健康で生き生きと生活できる活力あるかごしま市の実現」という第二次計画の基本理念を引き継ぎ、新たに3つの基本目標を掲げました。市民一人ひとりが「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付け、心身の健康を増進する健全な食生活を実践し、また、「食」について感謝の念や理解が深まることを目指しています。

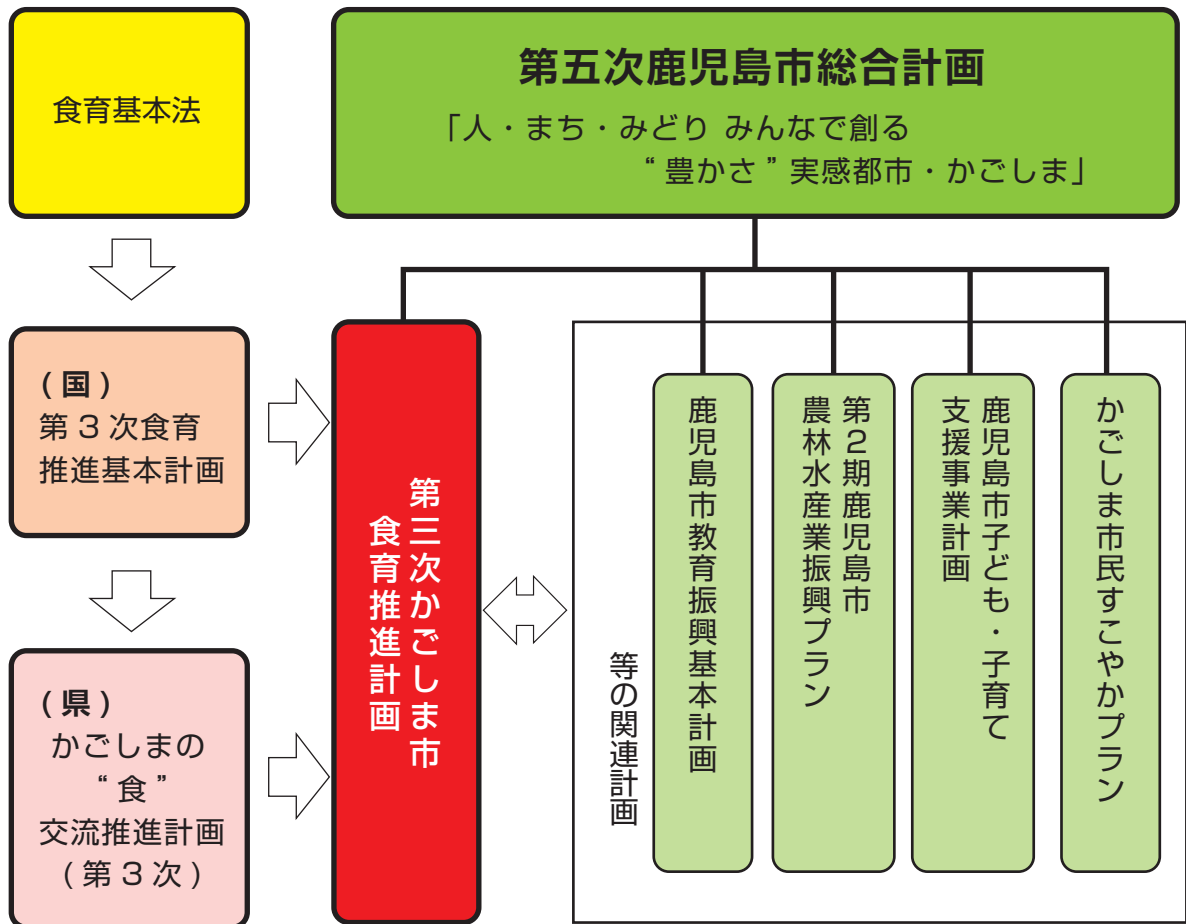
また、基本方針ごとに市の取組に加え、市民の取組を設定し、食育に関する施策を市民と一体となって推進することとしています。

※①生活習慣病：食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣によって、引き起こされる病気の総称。主な生活習慣病にはがん、高血圧、糖尿病、メタボリックシンドロームなどがある。

2. 計画の位置づけ

本計画は、食育基本法第 18 条第 1 項に基づく市町村食育推進計画であり、本市における食育の推進に関する施策について定めるものです。

また、本市の行財政運営を総合的かつ計画的に進めるための最上位計画である「第五次鹿児島市総合計画」の個別計画として位置づけるとともに、本市関連計画との整合性を図ります。



3. 計画期間

計画の期間は、平成 31 年度から平成 33 年度までの 3 年間とします。

なお、状況の変化などが生じた場合には、必要に応じて、計画内容を見直すこととします。

第2章 市民意識調査の結果からみえる本市の食育に関する現状

1. 食育に関する市民意識調査の概要

「第二次かごしま市食育推進計画」の目標値の達成状況や食育に関する現状、課題を把握し評価を行うとともに、次期食育推進計画策定の基礎資料として活用するために、市民意識調査を実施しました。

(1) 調査地域

鹿児島市全域

(2) 調査方法

郵送調査

(3) 調査期間

平成29年7月31日(月)～9月15日(金)

(4) 抽出方法

下記の区分ごとに無作為抽出

(5) 調査対象者及び回収結果等

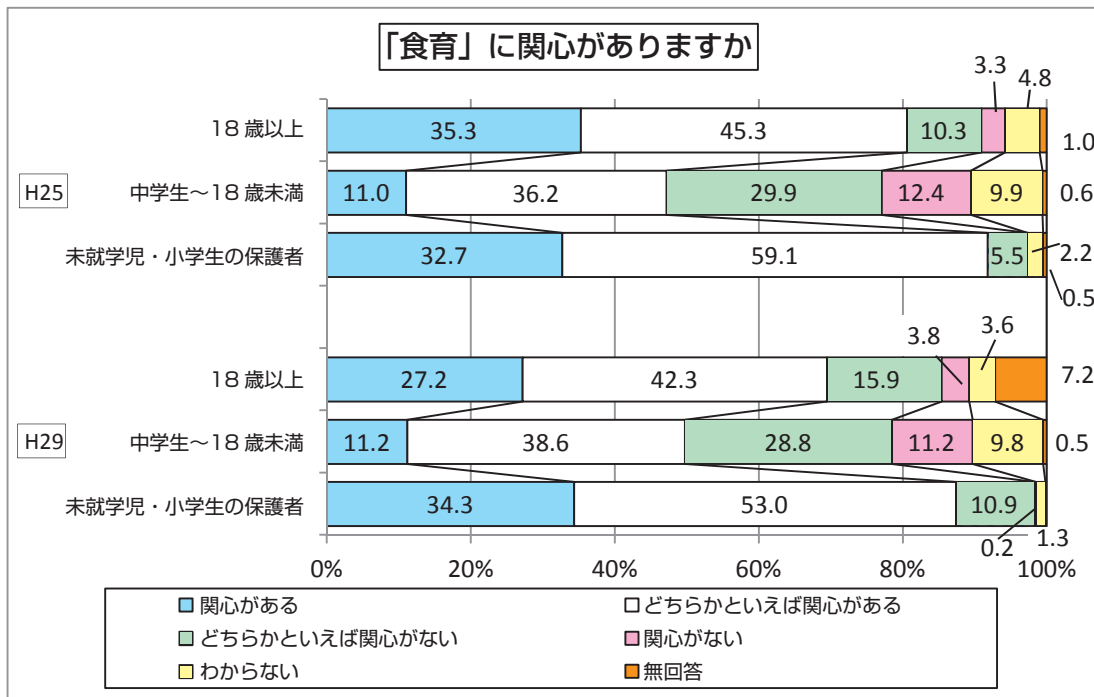
対象者	対象者数	回収数	回収率	記入方法
18歳以上の市民	2,250	1,063	47.2%	自記入式
中学生から18歳未満の市民	500	215	43.0%	自記入式
未就学児・小学生	750	460	61.3%	保護者による回答
合計	3,500	1,738	49.7%	

※市民意識調査の結果については、比率はすべて百分比で表し、小数点以下第2位を四捨五入しています。このため、百分比の合計が100%にならないことがあります。また、複数回答の設問は、全ての合計が100%を超えることがあります。

2. 現状

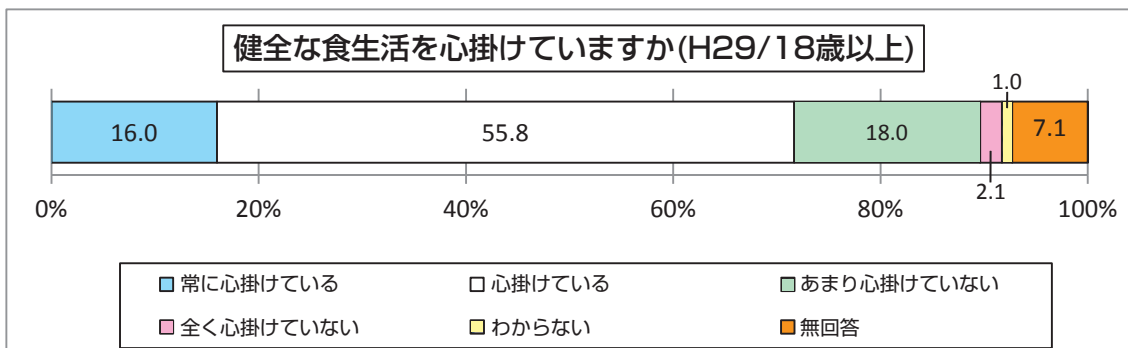
(1) 食育への関心について

食育に「関心がある」及び「どちらかといえば関心がある」と回答した人の割合は、平成25年度調査（以下「25年度」という。）と比較すると、中学生～18歳未満を除いて減少しています。世代別では、中学生～18歳未満が49.8%と最も低くなっています。



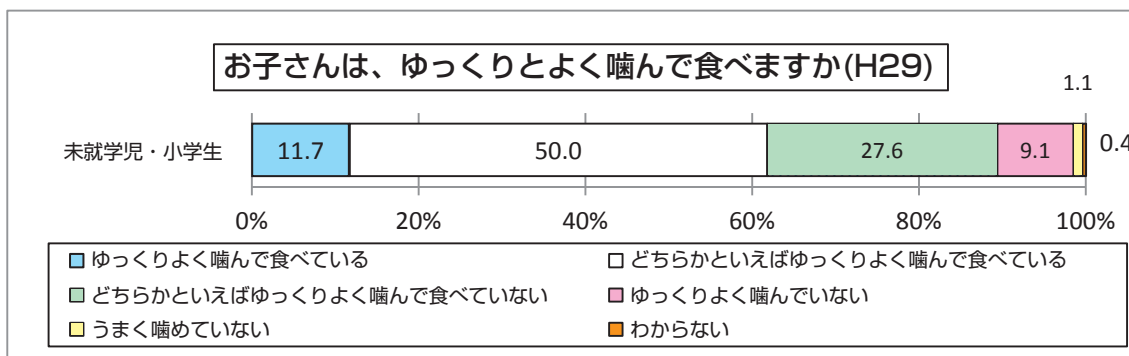
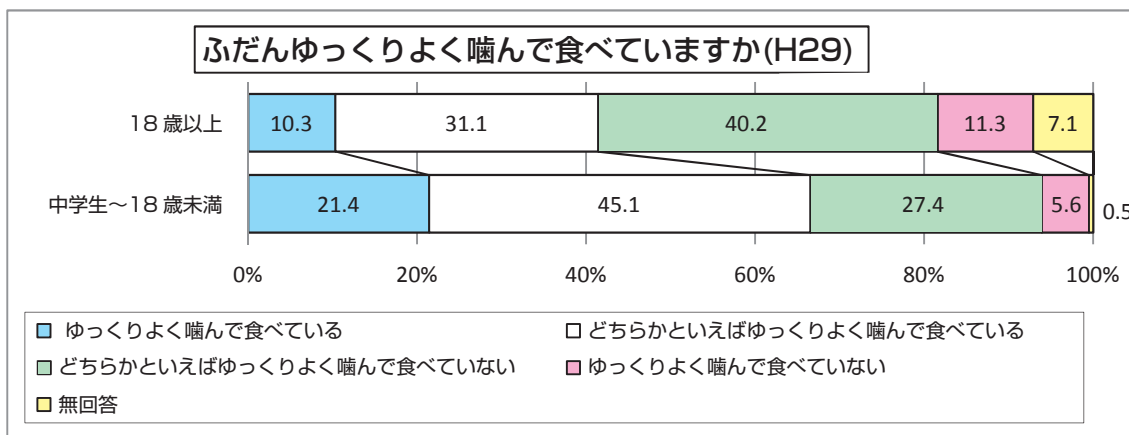
(2) 健全な食生活の実践について

健全な食生活を「常に心掛けている」及び「心掛けている」と回答した人の割合を合わせると、71.8%となっています。



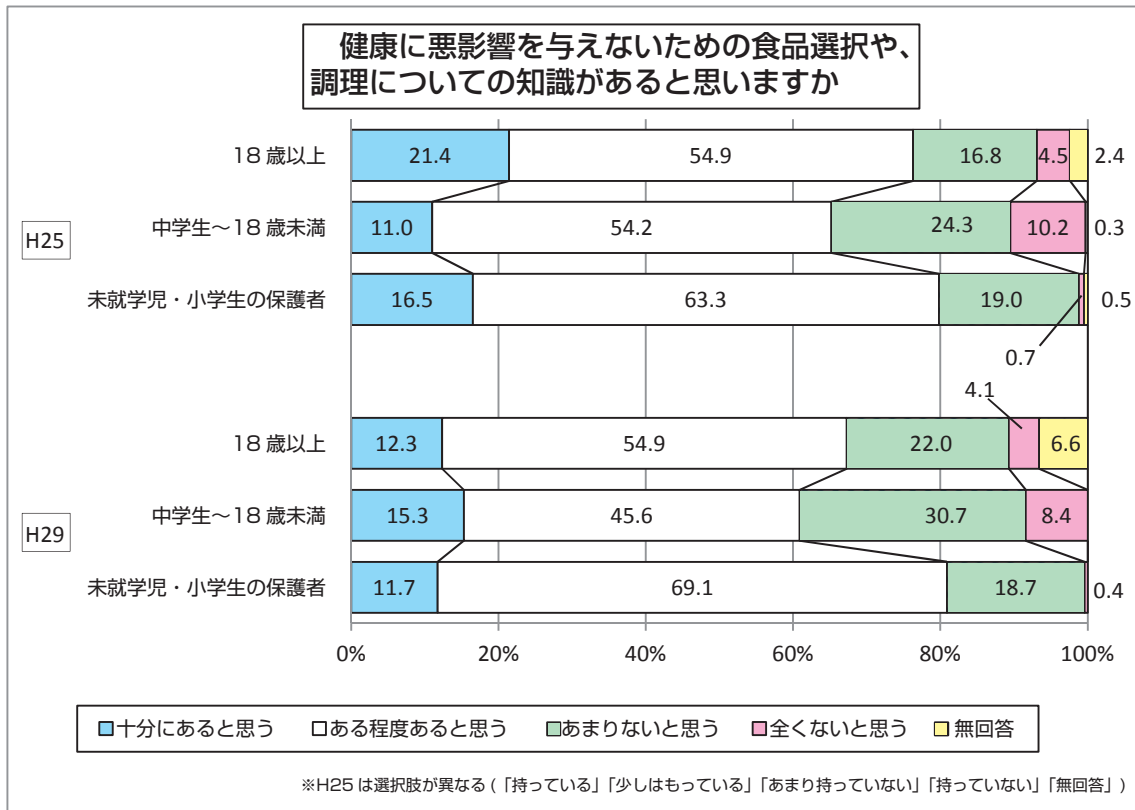
(3) 噛むことについて

「ゆっくりよく噛んで食べている」及び「どちらかといえばゆっくりよく噛んで食べている」と回答した人の割合は、18歳以上で41.4%、中学生～18歳未満で66.5%となっており、未就学児・小学生では61.7%となっています。



(4) 食品の選択・調理方法についての知識の有無について

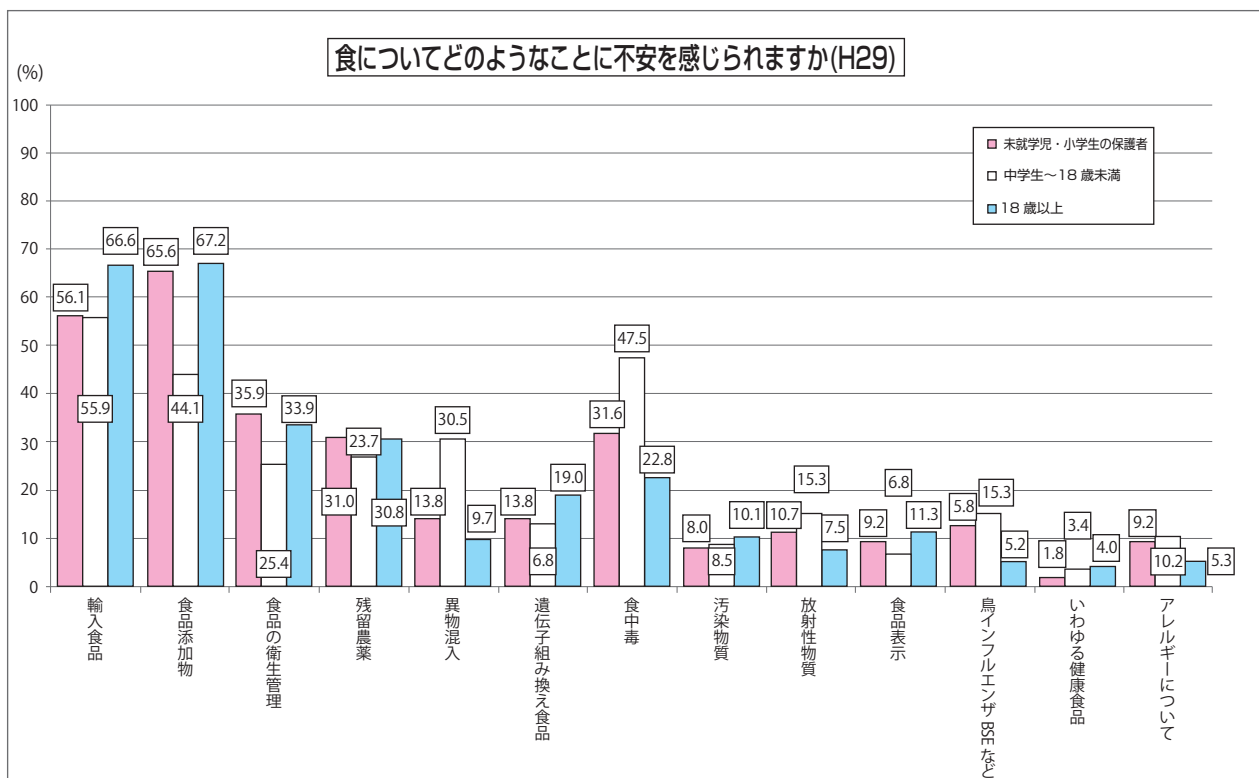
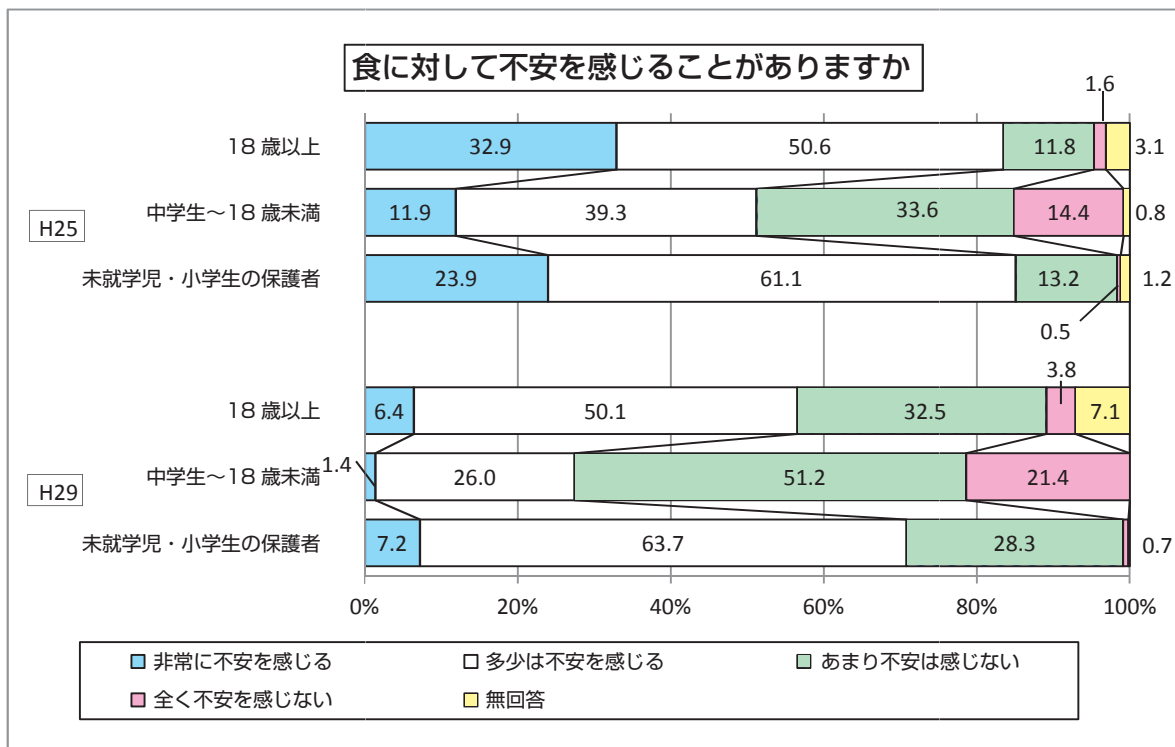
食品の選択・調理方法についての知識が「十分にあると思う」及び「ある程度あると思う」と回答した人の割合は、25年度と比較すると未就学児・小学生の保護者を除いて減少しています。



(5) 食に対する不安について

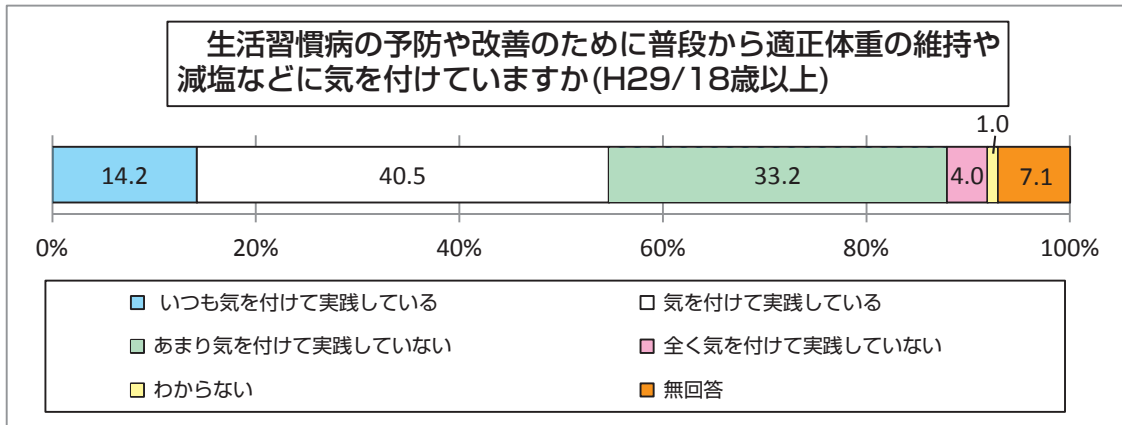
食に対して「非常に不安を感じる」と回答した人の割合は、25年度と比較すると、全世代で減少しています。

また、不安の事由については、「輸入食品」「食品添加物」と回答した人の割合が多くなっています。



(6) 生活習慣病予防・改善のための実践について

生活習慣病の予防・改善のための実践を「いつも気をつけて実践している」及び「気をつけて実践している」と回答した人の割合は 54.7% となっています。

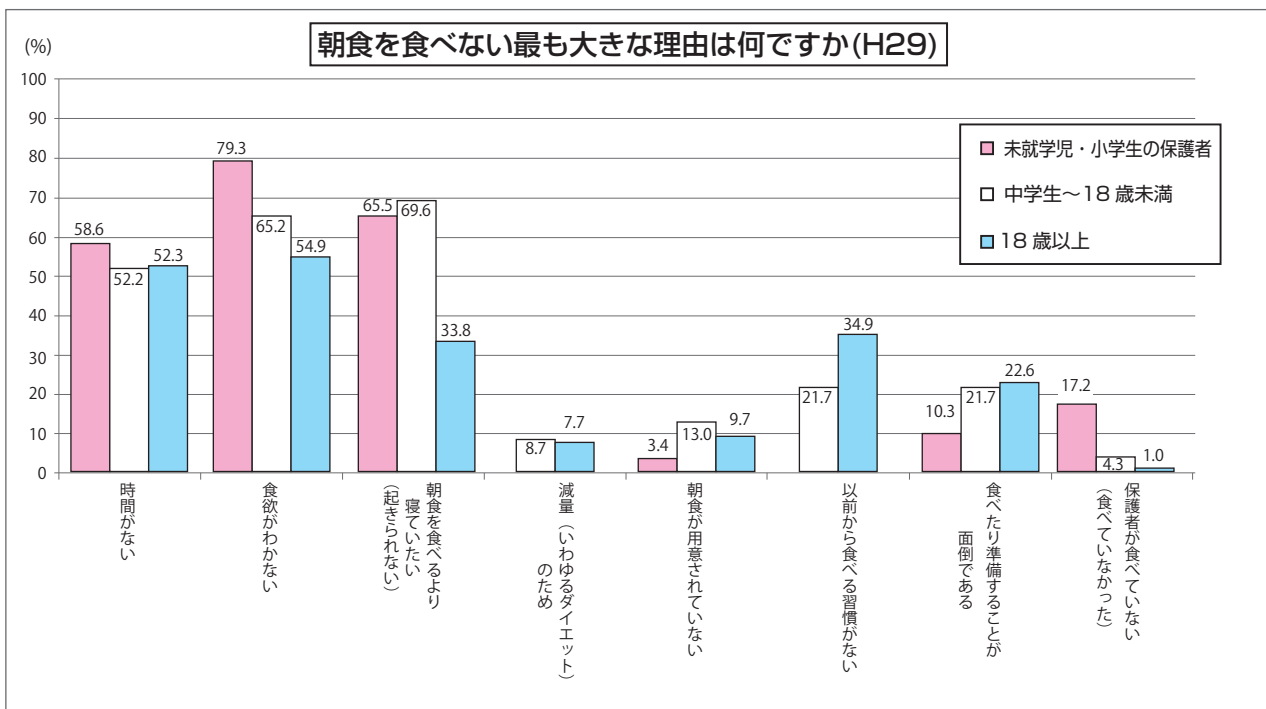
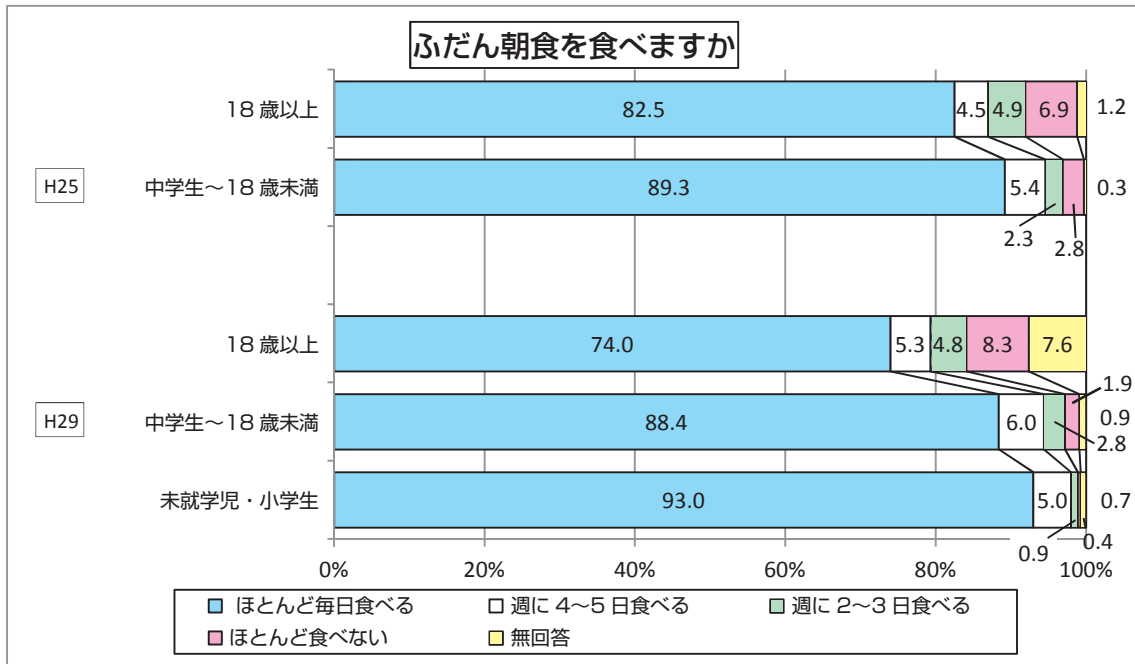


(7) 朝食の欠食について

朝食を「ほとんど食べない」と回答した人の割合は、世代が上がるにつれて増加しています。

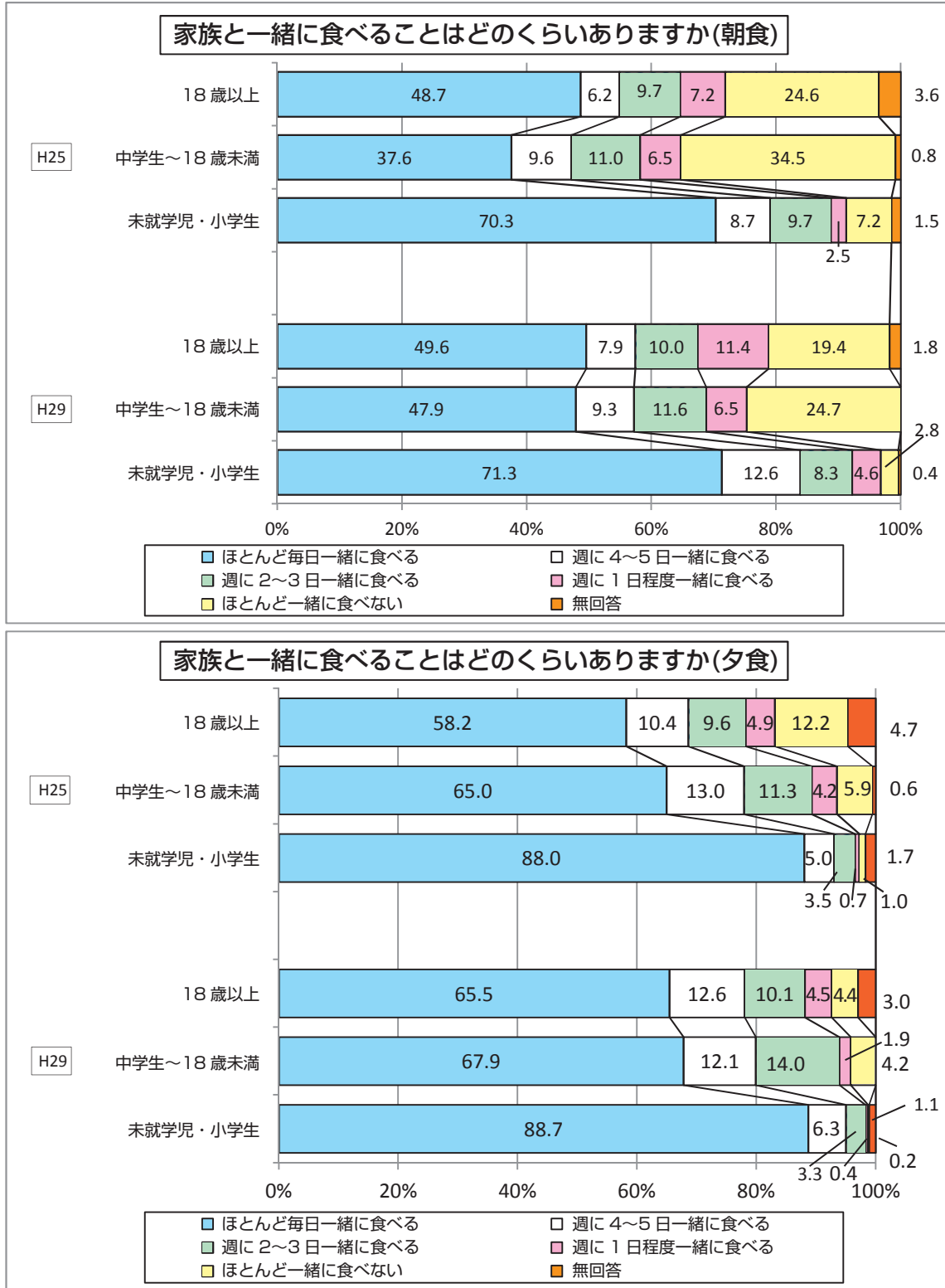
また、欠食理由については「時間がない」「食欲がわかない」「朝食を食べるより寝ていたい(起きられない)」と回答した人の割合が多くなっています。

なお、「食欲がわかない」と回答した人の割合は、年代が上がるにつれ、減少しています。



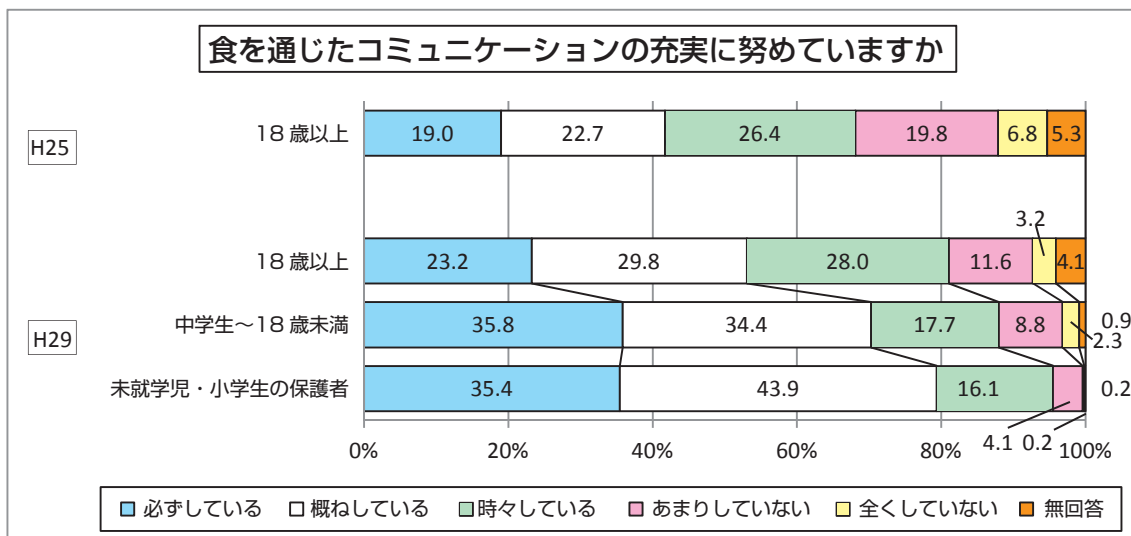
(8) 共食※①について

家族と食事を「ほとんど毎日一緒に食べる」と回答した人の割合は、朝食に比べ、夕食で多くなっています。また、25年度と比較すると、朝食・夕食ともに全世代で増加しています。



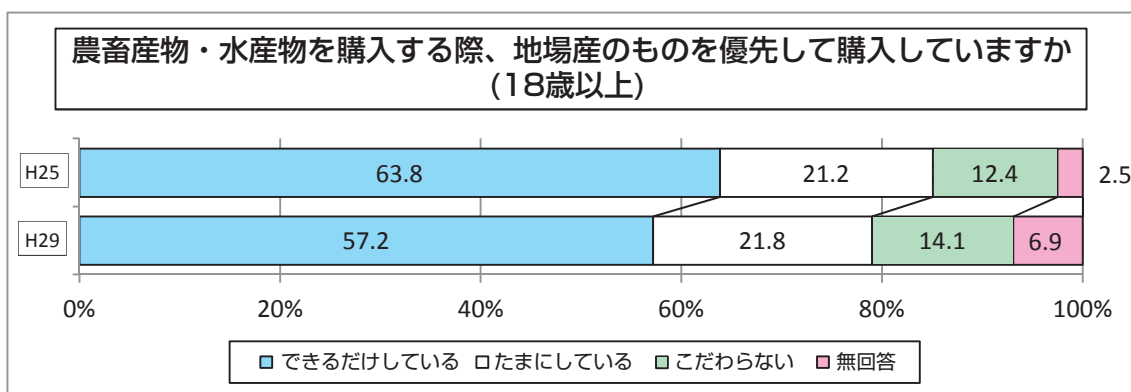
※①共食：誰かと共に食事をし、コミュニケーションを図ること。

食を通じたコミュニケーションの充実についても、25年度と比較すると「必ずしている」、「概ねしている」及び「時々している」と回答した人の割合は増加しており、8割を超えています。



(9) 地場産物^{※②}について

地場産物の購入を「できるだけしている」と回答した人の割合は、25年度と比較すると減少しています。

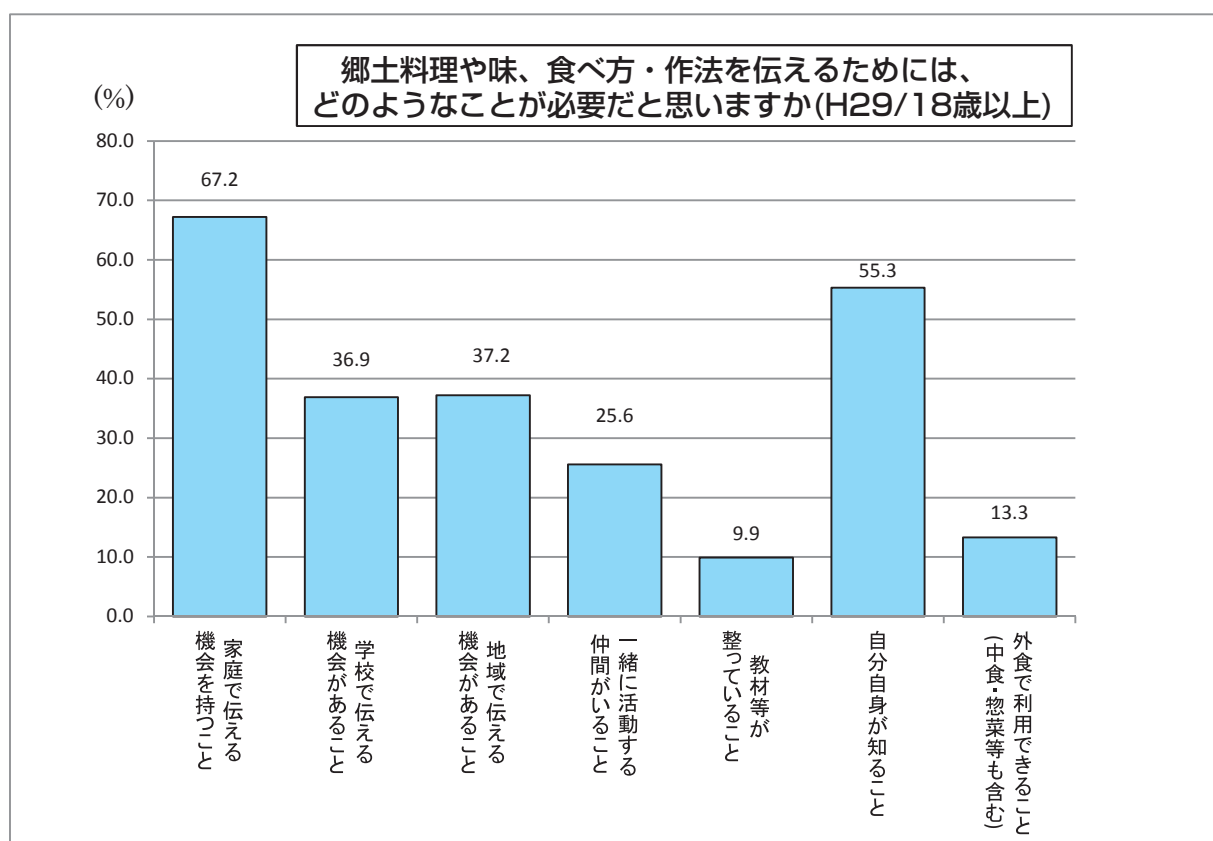
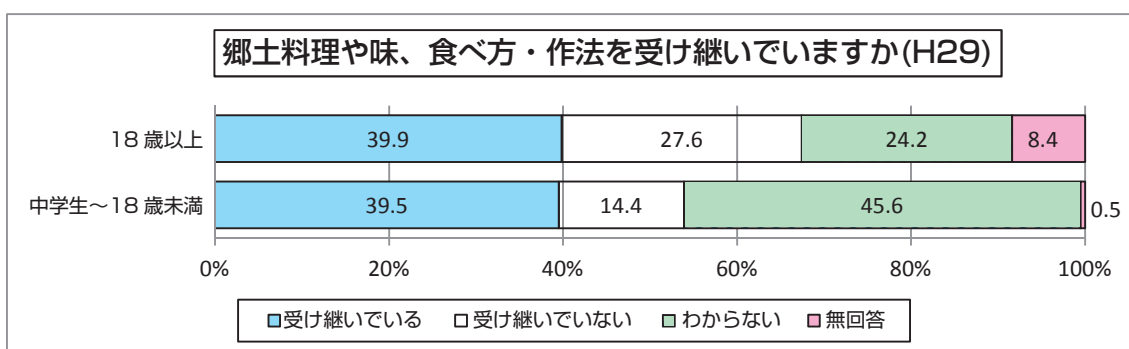


※②地場産物：鹿児島県で生産、収穫、水揚げされた食材。

(10) 郷土料理・伝統食について

郷土料理や伝統食を「受け継いでいる」と回答した人の割合は、世代に関わらず、4割程度となっています。

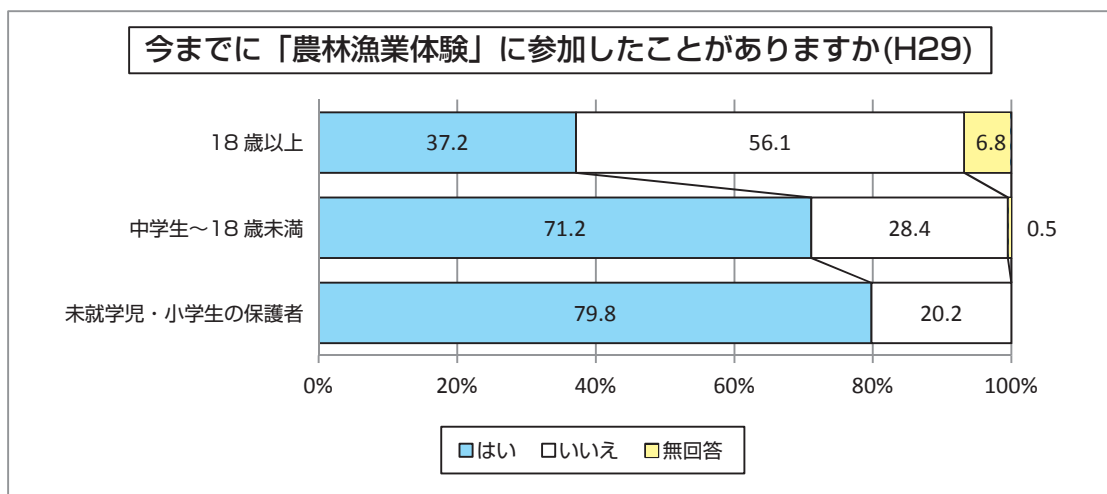
また、食文化を伝えるために必要なこととしては、「家庭で伝える機会を持つこと」と回答した人の割合が67.2%と最も多く、次いで「自分自身が知る」と55.3%となっています。



(11) 農林漁業体験について

農林漁業体験の参加が「ある(はい)」と回答した人の割合は18歳以上では37.2%となっています。

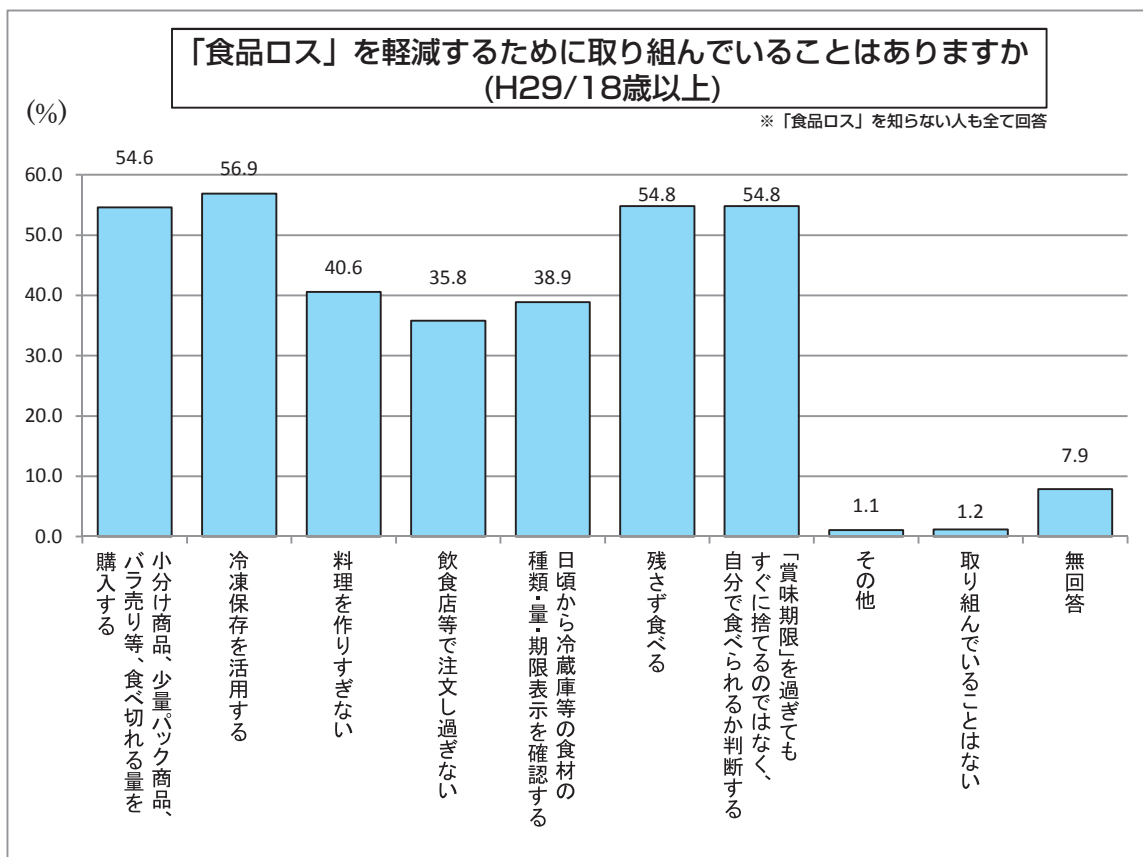
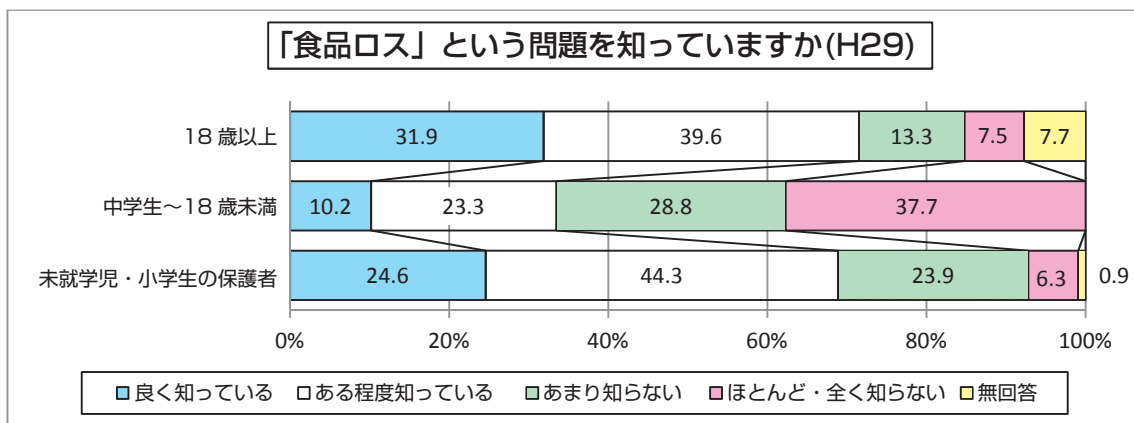
また、世代別で見ると、世代が上がるにつれて、体験をした人は減少しています。



(12) 食品ロス^{※③}について

食品ロスを「よく知っている」及び「ある程度知っている」と回答した人の割合は、18歳以上では7割を超えていますが、中学生～18歳未満では「あまり知らない」及び「ほとんど・全く知らない」と回答した割合が6割を超えています。

また、食品ロス軽減のための取組については、「取り組んでいることはない」の1.2%と「無回答」の7.9%を除いた90.9%が何らかの取組を行っている」と回答しています。



※③食品ロス：食べられるのに捨てられてしまう食品のこと。

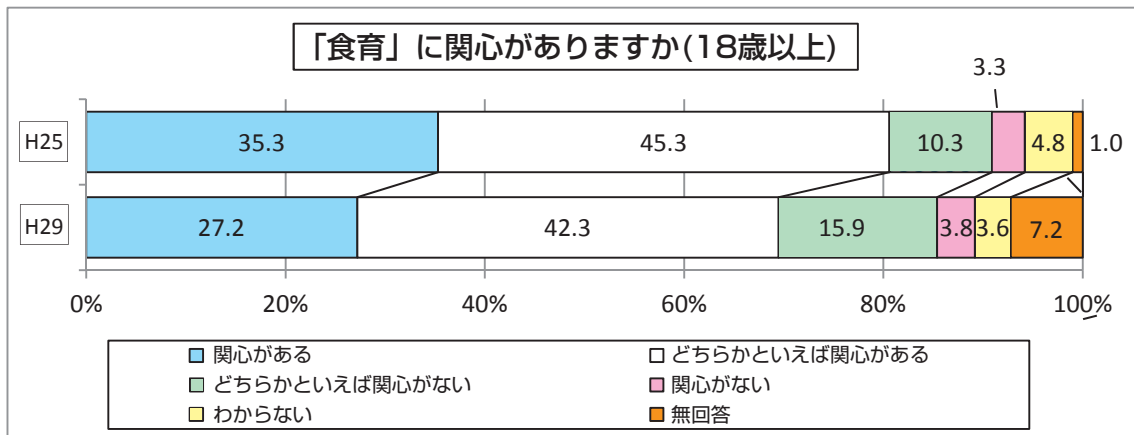
第3章 第二次かごしま市食育推進計画における評価

第二次計画では、基本理念「食を通じて、健康で生き生きと生活できる活力あるかごしま市の実現」を達成するために、5つの基本目標を掲げ食育の推進に取り組んできました。

1. 目標項目に対する評価

(1) 基本目標1:「食」で健康な心身をつくろう

①食育に関心を持っている人の割合の増加

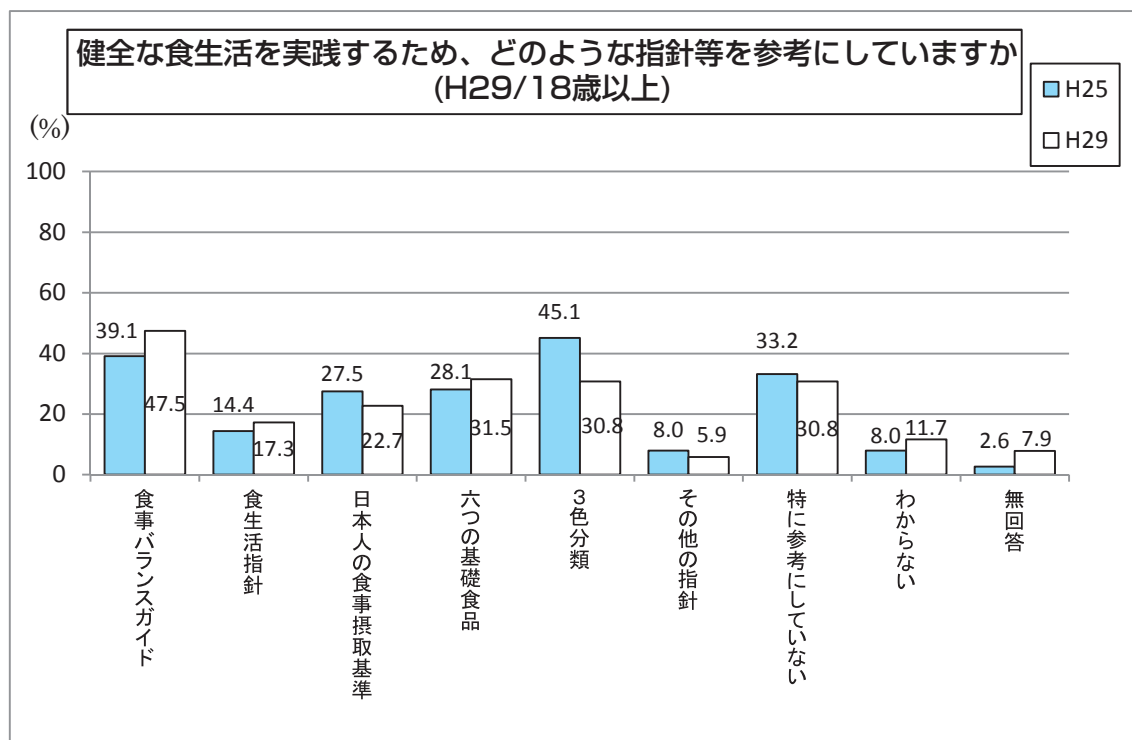


平成29年度調査(以下「29年度」という。)は69.5%で、25年度の80.6%と比較すると減少しています。

「食育」とは様々な経験を通じて、食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることであり、あらゆる世代の国民に必要なものであると位置づけられています。

今後は、幅広い世代が関心を持てるように、あらためて言葉や概念の普及に努めていく必要があります。

②「食事バランスガイド※①」等を参考に食生活を送っている人の割合の増加



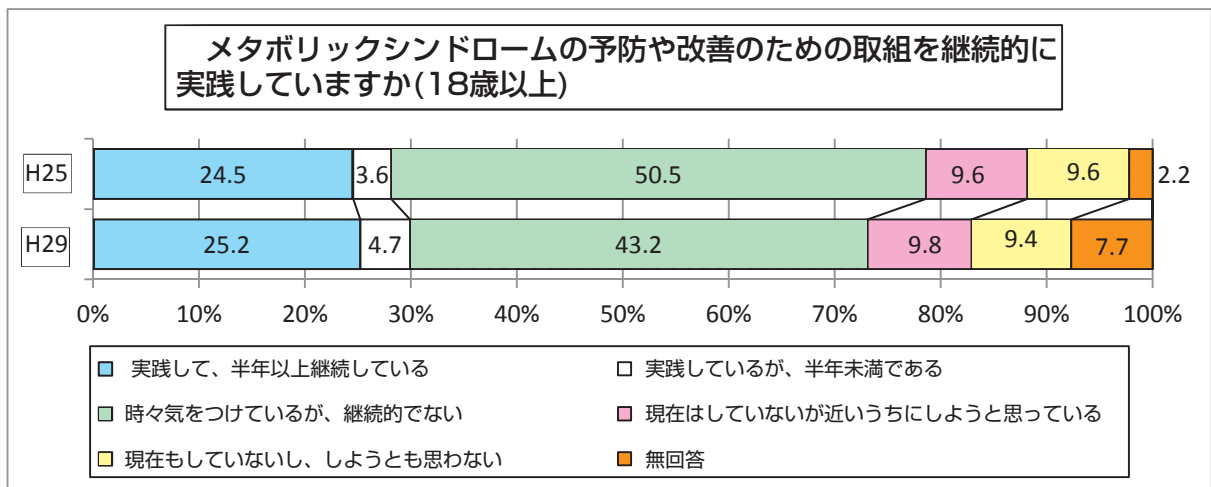
29年度は49.6%で、25年度の56.2%と比較すると減少しています。※②

バランスガイドをはじめとする様々な指針がありますが、今後は、これらの指針等を広めるとともに、さらに、実生活に取り入れやすく分かりやすい方法を広めていく必要があります。

※①食事バランスガイド:1日に、「何を」、「どれだけ」食べたらよいか、食事の望ましい組み合わせとおおよその量をイラストでわかりやすく示したもの。平成17年6月に厚生労働省と農林水産省が決定した。

※②数値について:食生活を送る上で、指針等をひとつでも参考にしていると回答した人の割合。

③メタボリックシンドローム^{※③}の予防や改善のための取組を継続して行っている人の割合の増加



29年度は25.2%で、25年度の24.5%と比較すると微増しています。

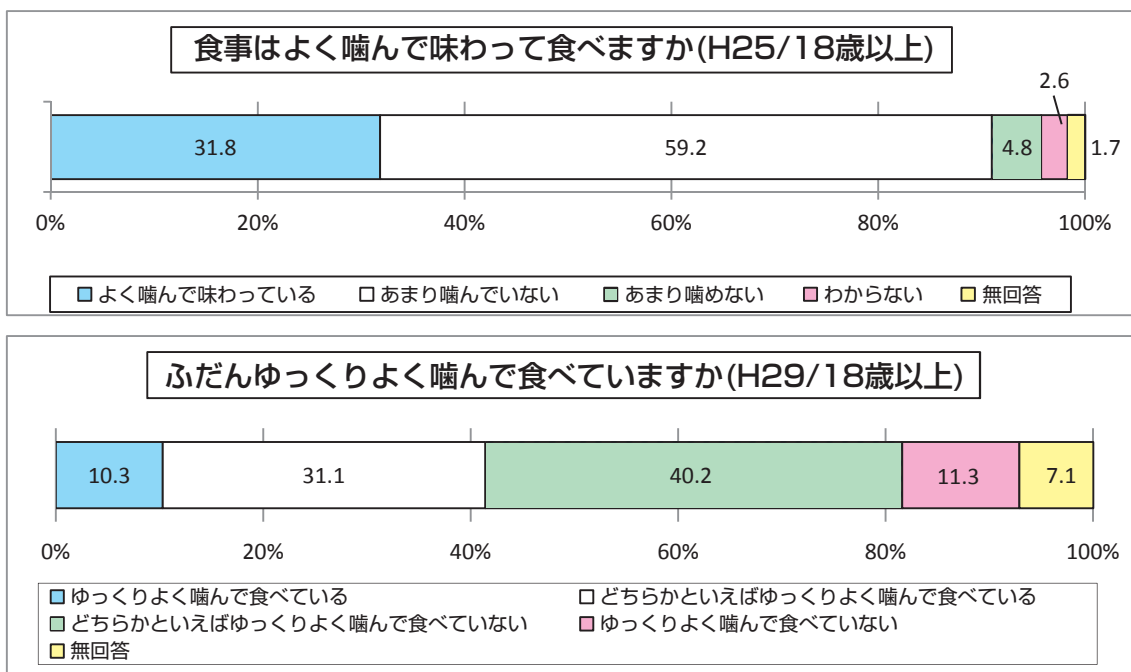
一方、女性及び若い世代では「やせ」の人の割合が「肥満」の人の割合を上回っている状況です。(「かごしま市民すこやかプラン^{※④}中間評価のためのアンケート調査集計分析報告書」より)

今後は、メタボリックシンドロームだけでなく、やせを含め、世代に応じた生活習慣病全般の予防・改善に向けた取組を啓発していく必要があります。

※③メタボリックシンドローム：おなかの内臓まわりに脂肪が蓄積した内臓脂肪型肥満に加えて、高血糖、高血圧、脂質異常のうちいずれか2つ以上をあわせ持った状態。

※④かごしま市民すこやかプラン：平成25年～34年度を計画期間とする、本市の健康増進計画。
平成28年度に実施した中間評価のためのアンケート調査によると、20～59歳の女性では肥満14.1%に対し、やせ14.7%となっており、また、20～24歳の男女では肥満5.8%に対し、やせ21.2%となっている。

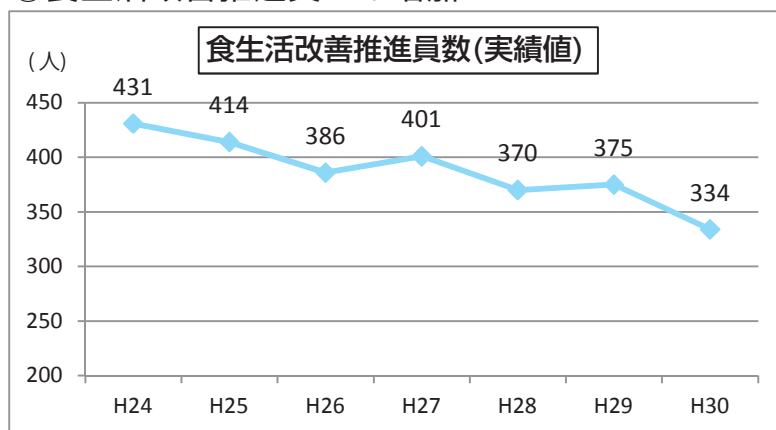
④食事をよく噛んで味わって食べる人の割合の増加



29年度は41.4%で、25年度の31.8%と比較すると、増加し、目標を達成しています。

「口」からとり込まれた食物を十分に咀嚼して食べることは快適な食生活を送る上での基本である（「歯科保健と食育のあり方に関する検討会報告書^{※⑤}」より）ため、今後も引き続き、よく噛んで味わって食べることを勧める働きかけが必要です。

⑤食生活改善推進員^{※⑥}の増加



24年度と比較すると、減少しています。

今後は、推進員の活動の充実を図るために、研修会等の内容を見直すとともに、活動の場を見直します。

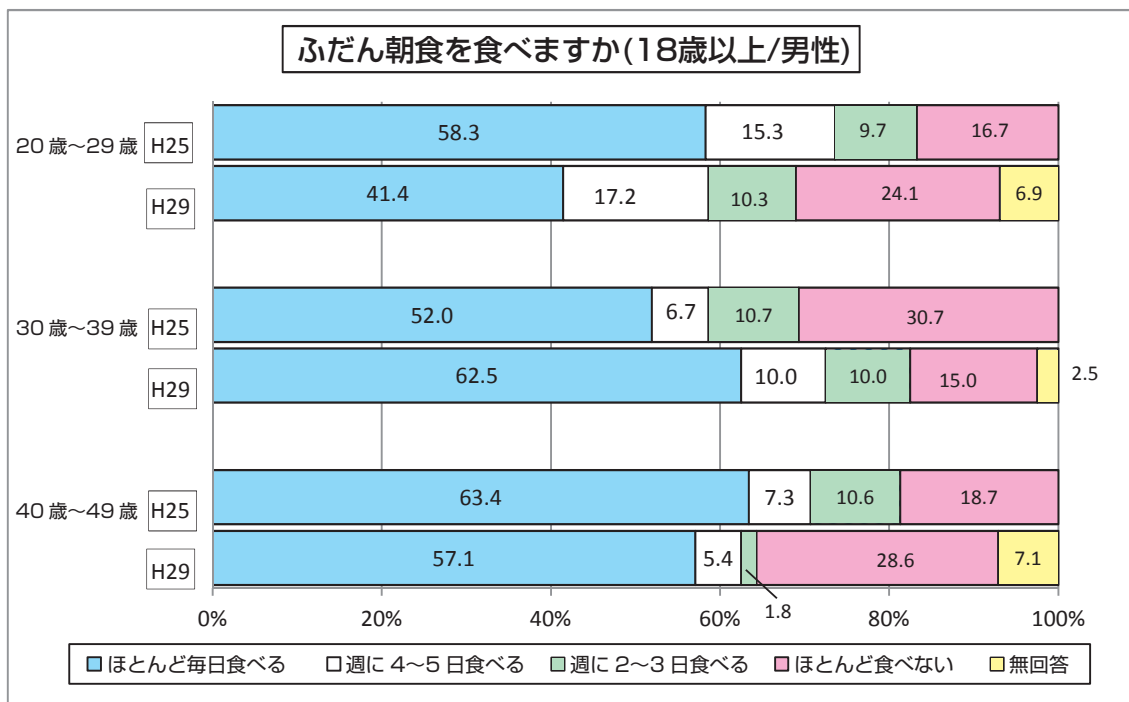
また、市民が若い世代から食に関心を持ち、食に関するボランティアを通じた仲間づくりができるような働きかけをしていく必要があります。

※⑤歯科保健と食育のあり方に関する検討会報告書：平成21年7月に厚生労働省より公表。

※⑥食生活改善推進員：食を通じた健康づくりのボランティア。本市では、「養成講座」を修了後に入会し、地域で様々な活動を行っている。

(2) 基本目標 2: 「食」の楽しさを身に付けよう

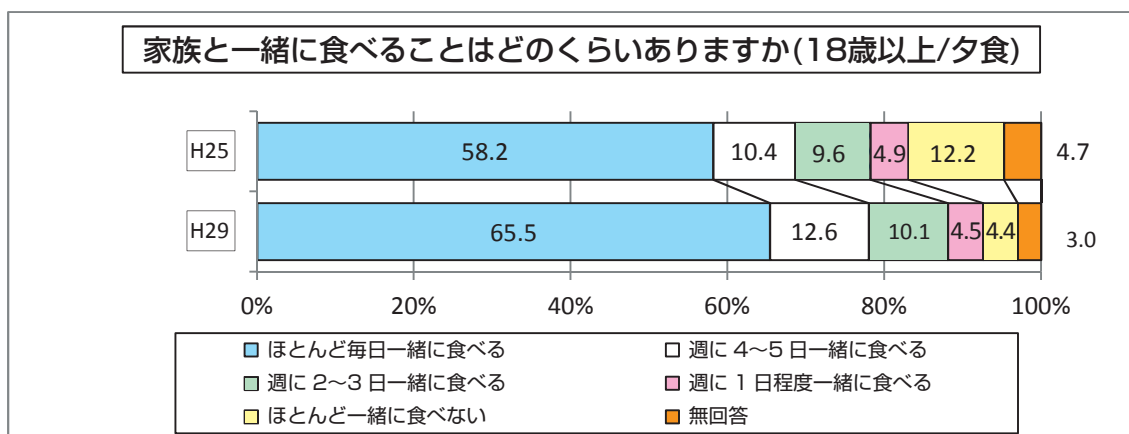
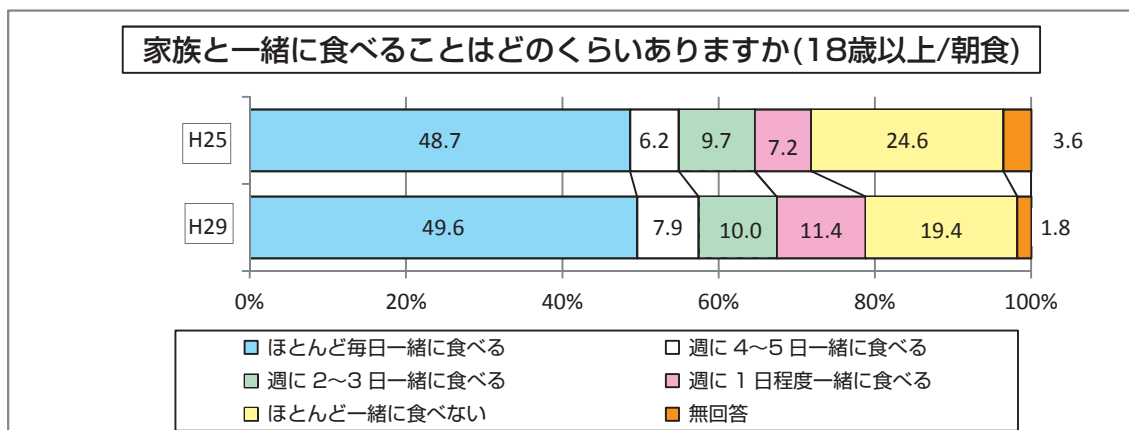
⑥朝食を食べない人の割合の減少



29年度は、20歳代が24.1%、30歳代が15.0%、40歳代が28.6%となっており、25年度と比較すると、30歳代を除いて増加しています。

朝食を食べない理由として、20~40歳代は働き盛りの世代であるために忙しく、朝食を食べる時間がない、夕食が遅くなるため朝食が食べられないということが多い傾向にあります。今後は、朝食の重要性や簡単な朝食のとり方の工夫、夜遅い時間の食事のとり方の注意点等、正しい知識の普及に努めていく必要があります。

⑦朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数の増加
 (朝食 + 夕食の週平均)

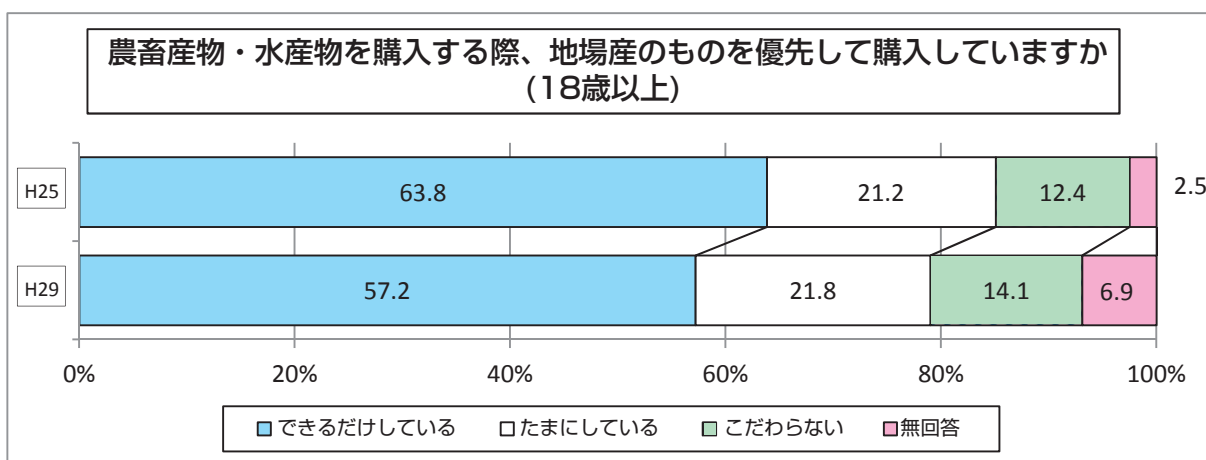


25年度と比較すると、増加しています。

しかし、近年のライフスタイルの変化により、家族内でも生活時間が異なる家庭が増加しており、食事時間が合わず、「共食」ということが難しくなっている現状にあります。引き続き、「共食」の大切さについて啓発していく必要があります。

(3) 基本目標 3: 鹿児島県の「食」を味わい伝えよう

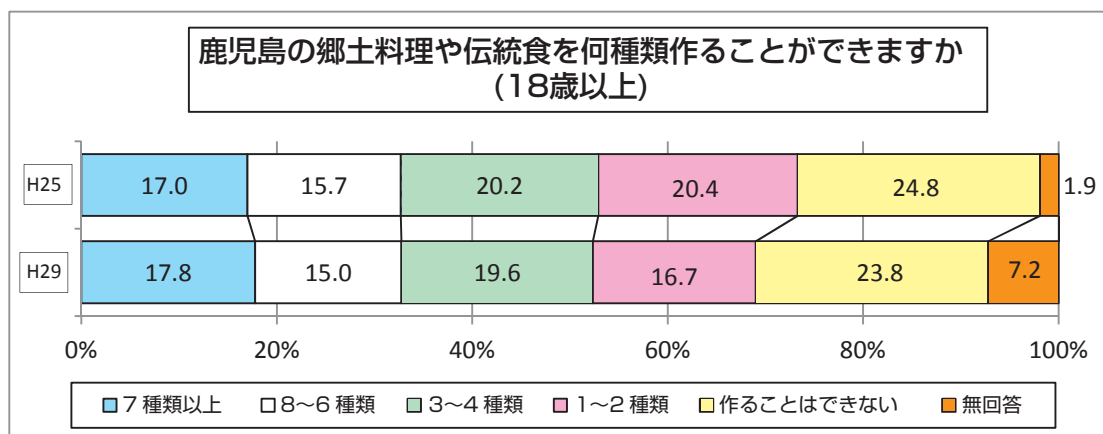
⑧地場産（鹿児島県産）の農畜産物・水産物を意識して購入する人の割合の増加



29年度は79.0%で、25年度の85.0%と比較すると、減少しています。

減少の原因として、農家の高齢化により生産量が減少し、身近に購入する機会が減っていることや、流通手段の発達により、遠方から運んできた農林水産物も鮮度が保たれており、おいしく食べられるということが考えられます。少しでも地場産のものを食べてもらえるように、目立つところに商品を陳列したり、直売所のPRなどを推進していく必要があります。

⑨鹿児島県の郷土料理・伝統食を1種類でも作ることでできる人の割合の増加

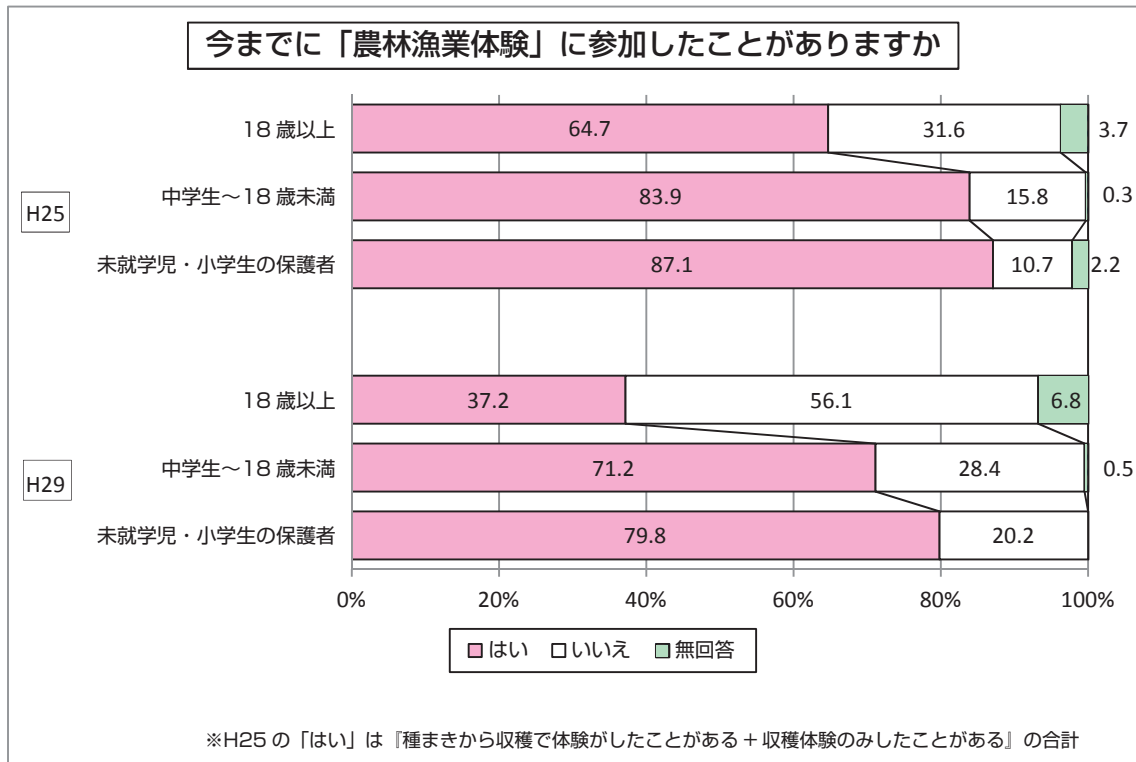


29年度は69.0%で、25年度の73.3%と比較すると、減少しています。

核家族化が進み、郷土料理の作り方を家庭で引き継ぐということが、難しい現状にあります。今後も継続して郷土料理教室等を開催し、作る機会を増やす取組を推進していく必要があります。

(4) 基本目標 4:「食」を体験しよう

⑩農林漁業体験を経験した人の割合の増加

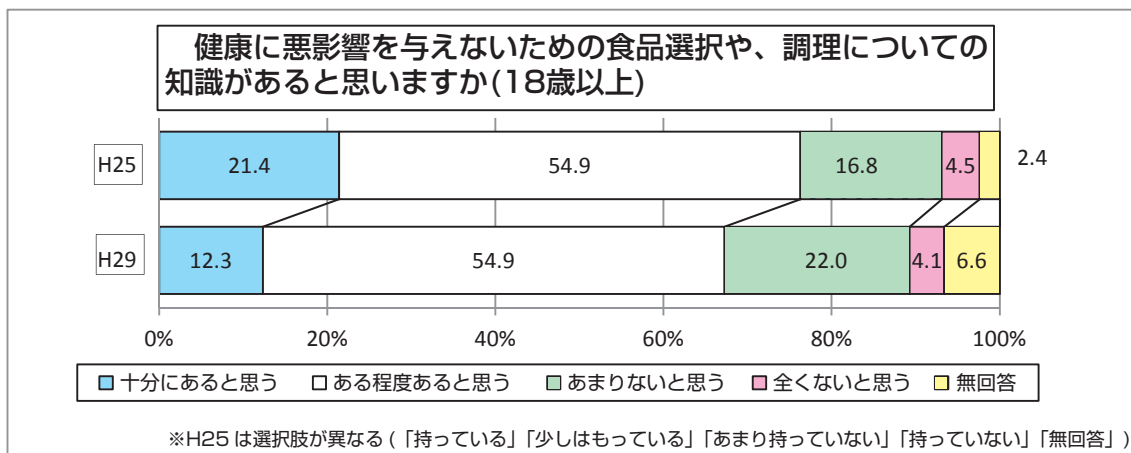


25年度(上記※)と比較すると、全世代で減少しています。

今後は、多くの人に参加できるような農林漁業体験活動の場を設けるとともに、簡単、手軽にできるような情報を提供する等、体験するきっかけ作りをしていく必要があります。

(5) 基本目標 5: 「食」について知ろう

① 食品の選択・調理方法について知識のある人の割合の増加



29年度は67.2%で、25年度の76.3%と比較すると、減少しています。

今後も引き続き、食品の選び方や調理法等の正しい知識を普及させ、自らの食を自らの判断で正しく選択できる力を身に付けるための働きかけが必要です。

2. 第二次計画の目標値及び評価

目標項目		策定時 25 年度	評 価 29 年度	目標値 30 年度	
1	食育に関心を持っている人の割合の増加	80.6%	69.5%	90% 以上	
2	「食事バランスガイド」等を参考に食生活を送っている人の割合の増加	56.2%	49.6%	65% 以上	
3	メタボリックシンドロームの予防や改善のための取組を継続して行っている人の割合の増加	24.5%	25.2%	30% 以上	
4	食事をよく噛んで味わって食べる人の割合の増加	31.8%	41.4%	40% 以上	
5	食生活改善推進員の数の増加	431 人 ※ I	334 人 ※ II	500 人 以上	
6	朝食を食べない人の割合の減少	20 歳代の男性	16.7%	24.1%	15% 以下
		30 歳代の男性	30.7%	15.0%	15% 以下
		40 歳代の男性	18.7%	28.6%	15% 以下
7	朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数の増加 (朝食＋夕食の週平均) ※ III	週 8.8 回	週 9.6 回	週 10 回 以上	
8	地場産の農畜産物・水産物を意識して購入する人の割合の増加	85.0%	79.0%	90% 以上	
9	鹿児島島の郷土料理・伝統食を 1 種類でも作ることでできる人の割合の増加	73.3%	69.0%	85% 以上	
10	農林漁業体験を経験した人の割合の増加	18 歳以上	64.7%	37.2%	85% 以上
		中学生から 18 歳未満	83.9%	71.2%	95% 以上
		未就学児・小学生	87.1%	79.8%	95% 以上
11	食品の選択・調理方法について知識のある人の割合の増加	76.3%	67.2%	90% 以上	

※ I 24 年度実績値

※ II 30 年度実績値

※ III「ほとんど毎日」を週 7 回、「週に 4～5 日」を 4.5 回、「週に 2～3 日」を 2.5 回、「週に 1 日程度」を 1 回として、朝食・夕食ごと（設問ごと）に、当該人数を掛け、合計したものを全体数で割り、朝食と夕食の回数を足して週当たりの回数を算出する。

第4章 計画の基本理念等

第三次計画では、第二次計画の基本理念を引き継ぎ、新たに3つの基本目標を掲げました。

1. 基本理念

「食を通じて、健康で生き生きと生活できる
活力あるかごしま市の実現」

2. 基本目標

(1) 「食」について幅広い知識を身に付けよう！

健全な食生活を送るために、食に関する様々な知識の向上を図ります。

また、食の安心・安全についても関心を持ち、理解を深められるよう取り組みます。

(2) ライフスタイルに応じた食育に取り組もう！

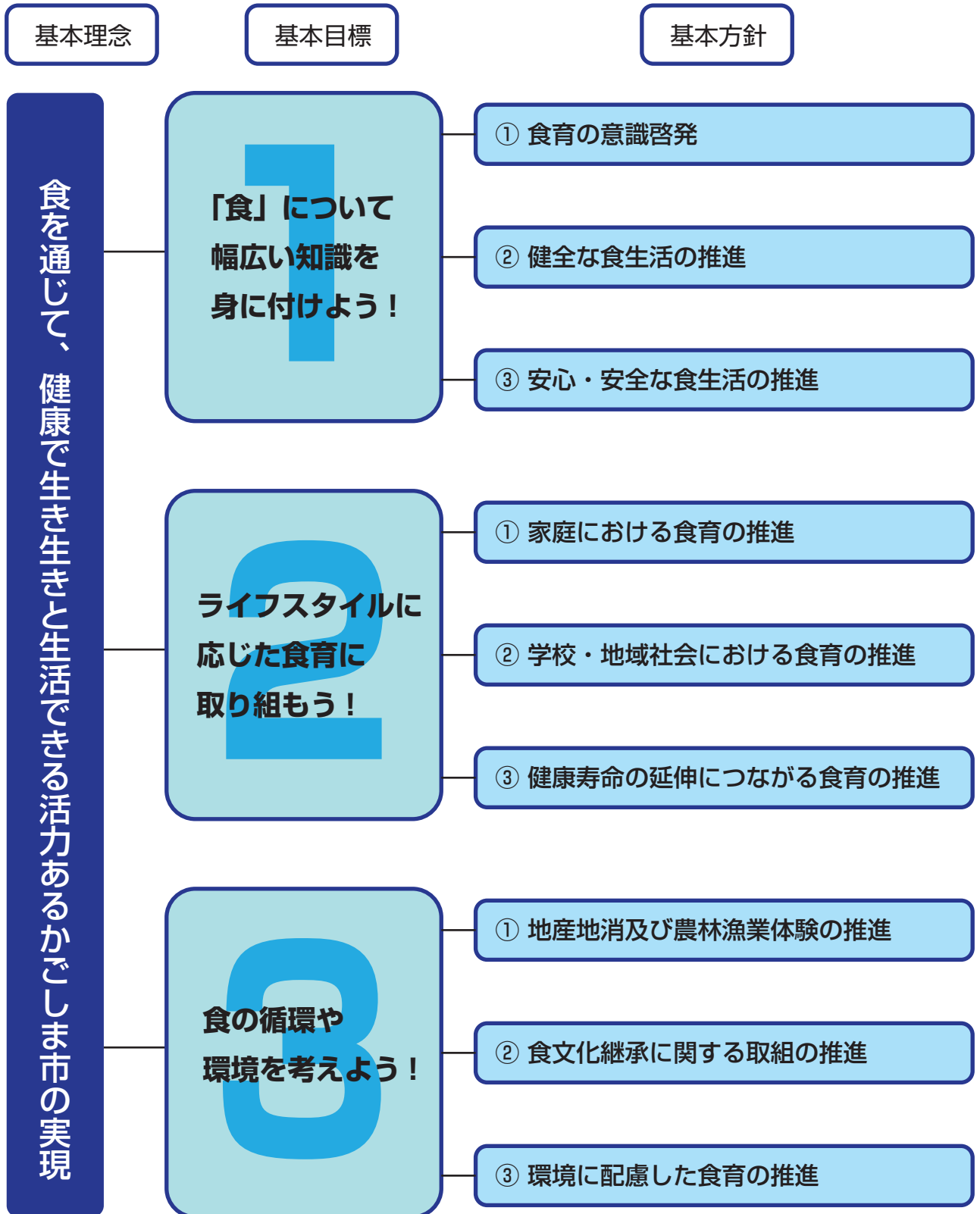
健全な食生活を送るために、家庭や地域、学校等、ライフスタイルに応じた食育の実践に取り組みます。

(3) 食の循環や環境を考えよう！

鹿児島島の食材や郷土料理、食文化などを取り入れた食生活を通じて、食の循環を考えます。また、環境にも配慮し、食品ロスなどの問題にも取り組みます。

3. 施策の体系

基本理念に基づき、基本目標ごとに関連する基本方針を体系づけ、取組を進めます。



第5章 施策の展開

1. 基本目標別の取組

基本目標 1

「食」について幅広い知識を身に付けよう！

《現状と課題》

「食」は生きる上で欠かすことのできない大切なものです。しかし、近年「食」をめぐる環境が変化し、不規則な食習慣や生活習慣病の増加、栄養の偏り、食の安全性等、様々な問題が出てきています。このような中、連日新聞や雑誌、メディア等で様々な食に関する情報が取り上げられ、情報が氾濫している現状にあります。

食に関する様々な情報から、正しい情報を自らの判断で適切に選別し、活用できる力を身に付けることが必要です。市民一人ひとりが、食について関心を高め、正しい知識を習得し、健全な食生活を実践することが大切です。

基本方針(1) 食育の意識啓発

食育を推進するためには、市民一人ひとりが自ら実践を心掛けることが必要です。そのためには、まず、より多くの市民に食育に関心を持ってもらうことが欠かせません。しかし、本市では食育の周知度は向上していますが、関心度は低下しています。

今後は、関係機関・団体との連携を一層強化し、協力して食育の意識啓発を行います。

◆数値目標

目標項目		現状値 平成 29 年度	目標値 平成 33 年度
食育に関心を持っている人の割合の増加	18 歳以上	69.5%	90% 以上
	中学生から 18 歳未満	49.8%	55% 以上
食に関するボランティア数 ^{※①} の増加		2,805 人	10% 以上増加

◆主な取組

① 市の取組

ア. 食育啓発ポスターや食育情報誌を作成し、「食育」の周知を図るとともに、食に関する情報を発信します。

※①食に関するボランティア：本市において定期的に登録又は届出を受けている等により、定期的に把握しているボランティア（個人・団体）のこと

- イ. 関係機関や団体と協力してイベントを開催する等、食育を身近に感じられるような取組を行います。
- ウ. 講演会や講座の開催、食育推進支援員の派遣^{※②}等を行い、食に関する知識の向上を図ります。
- エ. 食に関するボランティアの養成や活動に対する支援を行い、食に関心を持つ市民の増加を図ります。
- オ. 「体にやさしいかごしまメニューのお店^{※③}」の登録店数を増やすとともに、市民への周知広報を行います。

② 市民の取組（ライフステージ^{※④}別）

ア. 乳幼児期

- ・ 様々な食材に触れさせましょう。
- ・ 食べる意欲を育てましょう。

イ. 学童、思春期

- ・ 学校等での学習を通して、食に関する知識を身に付けましょう。
- ・ 食に関する様々な体験やイベントに進んで参加するなど、食に関心を持ちましょう。

ウ. 青年期及び壮年期

- ・ 様々なところから食に関する情報を取り入れ、正しい情報を選択するようにしましょう。
- ・ 食に関する知識を家族や周囲の人に伝えましょう。

エ. 高齢期

- ・ これまでに得た食に関する知識や経験などを、地域社会で生かしましょう。
- ・ 新しい情報も積極的に取り入れるようにしましょう。

※②食育推進支援員派遣制度：食育実践活動を行う際の諸問題や課題について、食育に関する専門的な知識や経験を有する者を派遣し、必要な支援、情報提供などを行う本市の事業。

※③体にやさしいかごしまメニューのお店：1 食分の材料の基準を満たしたメニューを提供するお店として登録された市内の飲食店等。

※④ライフステージ：「乳幼児期」を概ね 0 歳～5 歳、「学童、思春期」を概ね 6 歳～19 歳、「青年期」を概ね 20～39 歳、「壮年期」を概ね 40 歳～64 歳、「高齢期」を概ね 65 歳以上とする。

基本方針(2) 健全な食生活の推進

心身の健康を保ち、生涯にわたって生き生きと暮らすためには、健全な食生活を実践することが大切です。また、食べ物の入り口となっている「口腔」の機能を維持することは、食生活を送る上で必要不可欠です。

健全な食生活を実践できるように、正しい知識の普及に努めるとともに、指導及び助言を行います。

◆数値目標

目標項目	現状値 平成 29 年度	目標値 平成 33 年度
栄養バランス等を意識した食生活を送っている人の割合の増加	71.8%	80% 以上
食事をよく噛んで味わって食べる人の割合の増加	41.4%	55% 以上

◆主な取組

① 市の取組

- ア. 各種健診等で、栄養バランスに配慮した食事について、管理栄養士・栄養士等の専門職による知識の普及・啓発に努めます。
- イ. 健全な食生活について学ぶための、各種料理教室等を開催します。
- ウ. 健康教育や保健指導を実施し、歯科保健に関する正しい知識の普及に努めます。
- エ. 「カミング 30(カミングサンマル)^{※⑤}」を目指した食べ方の指導を行います。
- オ. 食品表示から必要な情報を知り、適切な選択ができるよう、知識の普及に努めます。

② 市民の取組(ライフステージ別)

ア. 乳幼児期

- ・食事を規則的にとる習慣を身に付けさせましょう。
- ・噛む力や咀嚼機能を育てましょう。
- ・定期的に歯科健診を受診させ、口の健康を保ちましょう。

イ. 学童、思春期

- ・1日3回、規則正しく食事をとるようにしましょう。
- ・自分の食事の適量を知りましょう。
- ・調理の基礎を身に付けましょう。
- ・しっかりと噛む習慣を身に付けましょう。
- ・定期的に歯科健診を受診し、口の健康を保ちましょう。

※⑤カミング 30:より健康な生活を目指すという観点から、ひと口 30 回以上噛むことを目標として厚生労働省が提唱した運動。

ウ．青年期及び壮年期

- ・栄養バランスや自分の適量を判断し、自ら選択するようにしましょう。
- ・自分の食事だけではなく、家族や周りの人の食生活も意識しましょう。
- ・定期的に歯科健診を受診し、口の健康を保ちましょう。

エ．高齢期

- ・食事を楽しみ、健全な食生活を実践しましょう。
- ・栄養バランスに配慮した食事をとるなど、自分の健康状態に合った食生活を心掛けましょう。
- ・定期的に歯科健診を受診し、口の健康を保ちましょう。
- ・口腔機能を維持するために、口の周りの筋肉を動かす体操などをしましょう。

基本方針 (3) 安全・安心な食生活の推進

食の安全については、残留農薬や、食中毒、輸入食品、食物アレルギーなど、様々な問題があります。食品を提供する側が安全性の確保に万全を期すことはもちろん、消費する側も自らの判断で食を選択できる力を習得することが必要です。

安全・安心な食生活を送るために、食品等事業者に対し、監視・指導を実施するとともに、市民への正しい知識の提供に努めます。

◆数値目標

目標項目	現状値 平成 29 年度	目標値 平成 33 年度
食品の選択・調理方法について知識のある人の割合の増加	67.2%	90%以上

◆主な取組

① 市の取組

- ア．食品等事業者に対して、定期的な監視、指導を行い、安全性を確保します。
- イ．食品の安全性について、市民や関係団体等と情報交換を行い、情報の共有に努めます。
- ウ．食中毒予防についての情報提供や指導及び助言を行います。
- エ．食生活において、市民一人ひとりが自分の身を自分で守るための知識の普及・啓発に努めます。
- オ．食品表示について、監視指導計画に基づき、定期的な監視、指導を行います。

② 市民の取組（ライフステージ別）

ア．乳幼児期

- ・食具^{※⑥}の消毒をしっかりと行い、食中毒を予防しましょう。

イ．学童、思春期

- ・手洗いをしっかり行うなど、衛生管理の基礎を身に付けましょう。
- ・食品の品質や安全性に関心を持ちましょう。
- ・食品の安全性を判断できる力を身に付けましょう。

ウ．青年期及び壮年期

- ・食品の品質や安全性に関する正しい知識を持ち、食品を選択・管理しましょう。

エ．高齢期

- ・食品の品質や安全性に関する正しい知識を持ち、食品を選択・管理しましょう。
- ・会食等での料理の持ち帰りには注意しましょう。

コラム 毎年「6月は食育月間」、毎月「19日は食育の日」

食育の浸透を図るため、また、食育の一層の定着を図るために、食育推進基本計画（国）により定められています。期間中は、全国規模の中核的な行事として食育推進全国大会が開催されるほか、全国各地で食育をテーマとした多くの取組やイベントが実施されます。

鹿児島市食育推進キャラクター

「でこん丸」



コラム 栄養成分表示を活用しよう

容器包装に入れられた加工食品は、栄養成分表示が義務化されました。

（食品表示法 平成 27 年施行）

表示が義務化された 5 つの項目は、生命の維持に不可欠であり、私たちの健康に深く関わっています。

栄養成分表示は健康づくりに役立つ重要な情報源になります。表示を見て、上手に食品を選び、健康の維持・増進に努めましょう。

栄養成分表示 ○○当たり

エネルギー	○ kcal
たんぱく質	○ g
脂質	○ g
炭水化物	○ g
食塩相当量	○ g

※⑥食具：食事のときに使う道具のこと。

コラム 食に関するボランティアとは？

限られた専門職のみで、食育を広く周知し、実践してもらうのは困難であることから、食に関わるボランティアにその一役を担ってもらい、連携して食育を推進していく必要があります。

本計画書での現状値の内訳は以下のとおりです。

	単位(人)
鹿児島市生活研究グループ連絡協議会	149
鹿児島市食品衛生協会	1,678
NPO 法人 鹿児島県有機農業協会	400
NPO 法人 かごしま食の家族	20
青果市場リニューアル推進協議会	19
“いお・かごしま”魚食普及拡大推進協議会	160
心をつなぐ訪問給食事業	4
鹿児島市食生活改善推進員連絡協議会	375
計	2,805

コラム 食に関するボランティア「食生活改善推進員」

食を通じた健康づくりのボランティアで、料理教室の開催やお隣さんへの声かけ等、様々な活動を通じて食育推進に努めています。本市が開催する「食生活改善推進員養成講座」を終了後、鹿児島市食生活改善推進員連絡協議会に入会し、地域で活動をしています。



郷土料理教室

メンズキッチン



コラム 食物アレルギーとは？

特定の食物に対して、体が過剰な免疫反応を示すことです。

私たちの体には、異物が入ってきたときにそれらを攻撃・排除しようとする「免疫」という機能がありますが、体に害を与えない食物に対しても、異物と判断してしまい、その結果じんま疹やかゆみなどの症状を引き起こしてしまうことがあります。

○食物アレルギーの症状

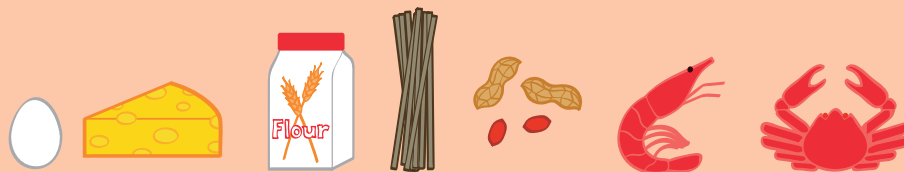
皮膚	紅斑、蕁麻疹、血管性浮腫、痒痒、灼熱感、湿疹	
粘膜	眼症状	結膜充血・浮腫、痒痒、流涙、眼瞼浮腫
	鼻症状	鼻汁、鼻閉、くしゃみ
	口腔咽頭症状	口腔・咽頭・口唇・舌の違和感・腫脹
呼吸器	喉頭違和感・痒痒感・絞扼感、嘔声、嚥下困難、 咳嗽、喘鳴、陥没呼吸、胸部圧迫感、呼吸困難、チアノーゼ	
消化器	悪心、嘔吐、腹痛、下痢、血便	
神経	頭痛、活気の低下、不穏、意識障害、失禁	
循環器	血圧低下、頻脈、徐脈、不整脈、四肢冷感、蒼白（末梢循環不全）	

出展：「食物アレルギーの診療の手引き 2017」

○食物アレルギーの表示（食品表示法より）

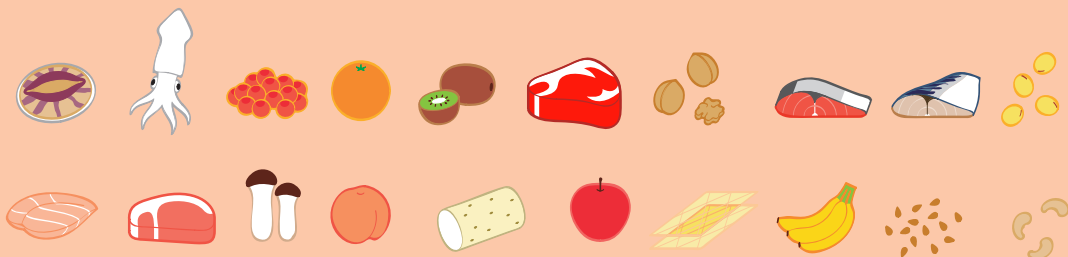
特定原材料（7品目）・・・表示義務

卵、乳、小麦、そば、落花生、えび、かに



特定原材料に準ずるもの（20品目）・・・推奨表示

あわび、いか、いくら、オレンジ、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、鮭、さば、大豆、鶏肉、豚肉、まつたけ、桃、山芋、リンゴ、ゼラチン、バナナ、ごま、カシューナッツ



基本目標 2

ライフスタイルに応じた食育に取り組もう！

〈現状と課題〉

ライフスタイルや価値観の多様化に伴い、1人だけで食べる「孤食」や、家族それぞれが別々のものを食べる「個食」など、様々な「こしょく」が問題になっています。

誰かと食事を共にする頻度が高い人は、心の健康状態や食生活が良好な傾向にあるという調査結果もあります。

また、肥満や生活習慣病に加え、若い女性のやせや、高齢者の低栄養、フレイル^{※⑦}などが問題になっています。

これらの諸問題を、家庭や地域、学校等と連携して解決していくことが必要です。

基本方針(1) 家庭における食育の推進

食育の推進において、家庭は中心となる場です。

食事の作法や知識、調理の基礎や味付けなどは家庭で受け継がれてきましたが、社会環境の変化や生活習慣が多様化する中で、家庭での食育の実践が十分ではない現状にあります。

学校や地域等で学んだことを共有し、家庭でも食育に関心を持ってもらえるような取組を行います。

◆数値目標

目標項目	現状値 平成 29 年度	目標値 平成 33 年度
朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数の増加 (朝食＋夕食の週平均)	週 9.6 回	週 10 回以上

「ほとんど毎日」を週 7 回、「週に 4～5 日」を 4.5 回、「週に 2～3 日」を 2.5 回、「週に 1 日程度」を 1 回として、朝食・夕食ごと(設問ごと)に、当該人数を掛け、合計したものを全体数で割り、朝食と夕食の回数を足して週当たりの回数を算出する。

※⑦フレイル: 加齢とともに、心身の活力(例えば筋力や認知機能等)が低下し、生活機能障害、要介護状態、そして死亡などの危険性が高くなった状態。

◆主な取組

① 市の取組

- ア. 各種健診等で、共食の大切さについて啓発に努めます。
- イ. 保育所、幼稚園、学校等で家庭教育セミナー等を実施する際、食に関する内容を取り入れます。
- ウ. 保育所、幼稚園、学校等で献立表や保護者だよりを発行し、食に関する情報提供を行います。

② 市民の取組（ライフステージ別）

ア. 乳幼児期

- ・ 様々な味や食品に触れさせ、味覚の形成を促しましょう。
- ・ 食具の使い方を身に付けさせましょう。

イ. 学童、思春期

- ・ 給食だよりや献立表に目を通すようにしましょう。
- ・ 様々な料理に触れ、食事マナーや礼儀作法を身に付けましょう。
- ・ 食事の準備や片付けなど、食に関わるようにしましょう。

ウ. 青年期及び壮年期

- ・ 家族と一緒に食事を楽しみましょう。
- ・ 食事マナーや礼儀作法を家族に伝えましょう。
- ・ 健診等で、日頃の自分自身の食習慣を振り返り、改善に取り組みましょう。

エ. 高齢期

- ・ 家族や仲間と一緒に食事を楽しみましょう。
- ・ 食事マナーや礼儀作法を家族に伝えましょう。
- ・ 健診等で、日頃の自分自身の食習慣を振り返り、改善に取り組みましょう。

基本方針(2) 学校・地域社会における食育の推進

保育所や学校等は、子どもとの関わりがとても深く、生活の中心となる場でもあります。様々な体験や授業、給食を通して、子どもたちの食への関心を高める取組を行います。

また、今後、高齢化や未婚率の増加により、一人暮らしの割合が増加すると予想されています。誰かと食事を共にすることにより、食事を楽しく食べることができます。そこへ地域が関わることで、地域が連携するきっかけにもなり、食育の輪が広がっていきます。

保育所や学校等が連携し、地域社会全体で一体となった取組を推進していきます。

◆数値目標

目標項目	現状値 平成 29 年度	目標値 平成 33 年度
一人暮らしの人が共食する割合の増加	44.6%	50% 以上

◆主な取組

① 市の取組

- ア．イベントや各種講座等を開催し、食への理解を深めます。
- イ．保育所、学校等での給食における食育の充実を図ります。
- ウ．各施設等で、料理教室を開催します。
- エ．各種健診や子育て支援施設等で、食に関する相談や指導を行います。
- オ．保育所等では、発達段階に応じた食に関する指導や教育を行います。

② 市民の取組(ライフステージ別)

ア．乳幼児期

- ・保育所等でみんなと食事をする機会を経験させましょう。
- ・食への興味、関心を高める働きかけをしましょう。

イ．学童、思春期

- ・社交性やマナーの向上を図りましょう。
- ・食への興味、関心を深めましょう。
- ・学校等でみんなと食事をする楽しみを味わいましょう。

ウ．青年及び壮年期

- ・地域のイベント等に積極的に参加し、地域とのつながりを持ちましょう。
- ・男性も積極的に調理に参加しましょう。

エ. 高齢期

- ・地域のイベント等に積極的に参加し、地域とのつながりを持ちましょう。
- ・ふれあい会食^{※⑧}等を利用しましょう。
- ・男性も積極的に調理に参加しましょう。

基本方針(3) 健康寿命の延伸につながる食育の推進

我が国の平均寿命^{※⑨}と健康寿命^{※⑩}の差は約10年あります。健康寿命を延伸することで、個人の生活の質の向上や医療費の適正化が期待されています。

また、我が国の最大の死亡原因となっている生活習慣病を予防することは、健康寿命の延伸にもつながります。

生活習慣病を予防する上で、規則正しい食生活は基本となります。生活習慣病の予防及び改善につながる食育の推進を行います。

◆数値目標

目標項目		現状値 平成29年度	目標値 平成33年度
生活習慣病予防や改善のために、普段から食生活に気をつけている人の割合の増加		54.7%	75%以上
朝食を食べない人の割合	20～30歳代の男性	18.8%	15%以下
	20～30歳代の女性	10.1%	10%以下
	40歳代の男性	28.6%	25%以下

◆主な取組

① 市の取組

- ア. 早寝、早起き、朝ごはんの定着を図ります。
- イ. 各種健診や教室等で、生活習慣病の予防や改善のための指導及び助言を行います。
- ウ. イベントやホームページ、保護者だより等で、規則正しい食生活について啓発に努めます。
- エ. 生活習慣病の予防のための料理教室等を開催します。

※⑧ふれあい会食：ボランティア団体等が集会所等で、家に閉じこもりがちな高齢者と会食をするとき、デイサービスセンター等で調理した食事を届ける、本市の事業。

※⑨平均寿命：0歳児が平均で何年生きられるのかを表した値のこと。

※⑩健康寿命：世界保健機関(WHO)が2000年に提唱した指標であり、日常的に介護を必要としない健康的で自立した生活ができる平均期間のこと。

② 市民の取組（ライフステージ別）

ア．乳幼児期

- ・規則正しい食習慣を身に付けさせましょう。
- ・おやつのとりに方に気を付けましょう。

イ．学童、思春期

- ・早寝、早起きをして朝ごはんをしっかり食べましょう。
- ・毎食、主食、主菜、副菜をとりましょう。
- ・おやつのとりに方に気を付けましょう。
- ・過度なやせ指向に注意しましょう。

ウ．青年期及び壮年期

- ・朝食をしっかり取るなど、生活リズムを見直しましょう。
- ・適正体重を維持しましょう。
- ・夜遅い食事のとりに方に注意しましょう。
- ・毎食、主食、主菜、副菜をとりましょう。

エ．高齢期

- ・適正体重を維持しましょう。
- ・1日3食とる習慣を継続しましょう。
- ・毎食、主食、主菜、副菜をとりましょう。
- ・低栄養に注意しましょう。

コラム 朝食の欠食について

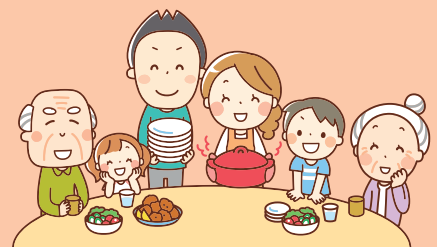
平成 29 年に実施された国民健康・栄養調査によると、朝食の欠食率は男性 15.0%、女性 10.2% という結果でした。年齢階級別にみると、男女ともにその割合は 20 歳代で最も高く、それぞれ男性 30.6%、女性 23.6% となっています。本市の市民意識調査でも他世代に比べ、若い世代の欠食が多いという結果が出ています。

○朝食をとると・・・

- ・体温が上昇し、活動力が上がる
- ・脳にエネルギーが補給され、集中力が上がる
- ・便秘の予防、肥満の予防にもつながる

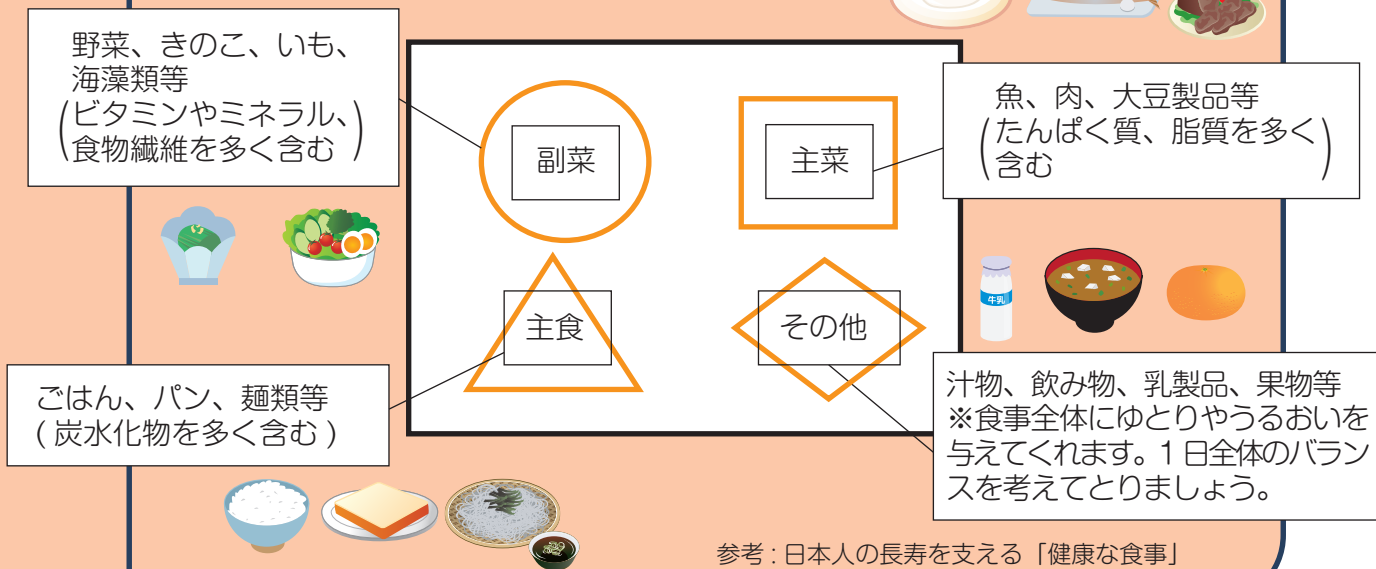
○朝食をとるために・・・

- ・朝食をとるための時間を確保する（早寝、早起きする）
- ・寝る直前に食べ物を食べない
- ・朝食を食べる習慣をつける



コラム 3つのお皿をそろえましょう

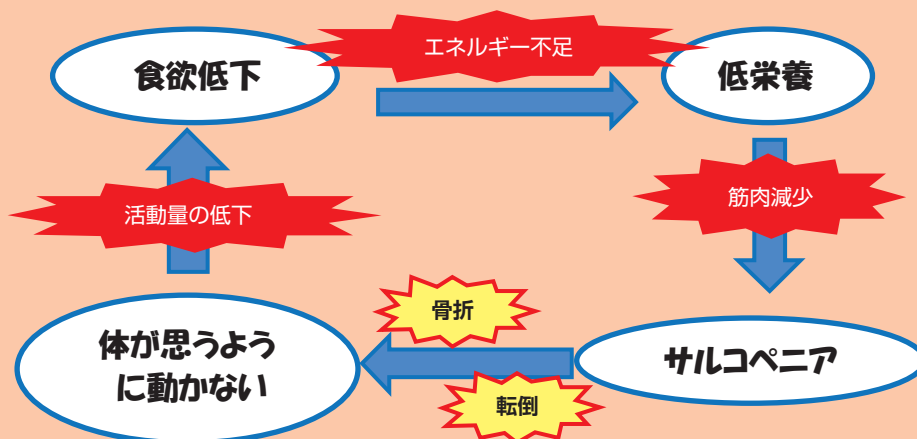
毎食「主食・主菜・副菜」の3つのお皿をそろえると、必要な栄養をバランスよくとることができます。



コラム フレイル・サイクル

食欲低下などで栄養が足りない状態が続くと、筋肉量が減少して思うように体を動かすことが難しくなります。(筋肉量が減少してしまった状態を「サルコペニア」という。)体を動かしにくくなると、活動量が減少し、ますます食欲がわかなくなるという悪循環に陥ってしまいます。

このような負のサイクルを「フレイル・サイクル」と言います。フレイルにならないためにも、特に高齢期は予防が大切です。



基本目標 3

食の循環や環境を考えよう！

〈現状と課題〉

鹿児島には温暖な気候を利用した特産物、そして、先人の知恵と結び付いた食文化があり、豊かな暮らしを生み出してきました。収穫した食物を、収穫した地域独自の調理方法や味付けで食すことは、その地域の伝統的な食文化を守るだけでなく、地域の活性化や、その地域の環境を保つことなどにもつながります。

しかし、近年、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、食の多様化により、これまで受け継がれてきた特色ある食文化や豊かな味覚が失われつつあります。

鹿児島の食を家庭、地域と一体になって、今一度、考えていく必要があります。

基本方針(1) 地産地消及び農林漁業体験の推進

鹿児島は農林水産物が豊富です。地産地消^{※①}や農林漁業体験を通して食べ物の大切さを知ること、食や地域環境への関心が高まり、また、農山漁村の活性化にもつながります。さらに、生産者の顔が見えることで、安全・安心な食生活へもつながります。

食への意識、関心を高めるために、地産地消及び農林漁業体験への取組を推進していきます。

◆数値目標

目標項目		現状値 平成 29 年度	目標値 平成 33 年度
地場産の農林水産物を意識して購入する人の割合の増加		79.0%	90% 以上
農林漁業体験を経験した人の割合の増加	18 歳以上	37.2%	85% 以上
	中学生から 18 歳未満	71.2%	95% 以上
	未就学児・小学生	79.8%	95% 以上

◆主な取組

① 市の取組

ア. 各種イベント等で、豊富な市内産農林水産物の PR を行います。

※①地産地消：その地域でとれた農林水産物をその地域で消費すること。

- イ. 保育所、学校等の給食に、地場産物を積極的に取り入れます。
- ウ. 産地見学や収穫体験等を通じて、地場産物への関心を高めます。
- エ. 学校等で出前授業を行い、地場産物への理解を深めます。
- オ. 保育所、学校等で野菜作りや収穫等の体験活動に取り組みます。
- カ. 農林漁業等に対する理解を深めるため、農林漁業体験等を支援します。
- キ. 観光農業公園において、農業や調理等の体験の場を設けます。

② 市民の取組（ライフステージ別）

ア. 乳幼児期

- ・身近な食材に触れさせ、食の体験を広げましょう。
- ・栽培、収穫などを体験する機会を持ち、食への関心や感謝の気持ちを育てましょう。

イ. 学童、思春期

- ・栽培、収穫などを体験する機会を持ち、食への関心や感謝の気持ちを育てましょう。
- ・地場産物や旬の食材を知りましょう。

ウ. 青年期及び壮年期

- ・地域や旬の食材を生かした食事を楽しみましょう。
- ・家族や周りの人と、栽培、収穫などを体験する機会を持ちましょう。

エ. 高齢期

- ・地域や旬の食材を生かした食事を楽しみましょう。
- ・家族や地域の人と、栽培、収穫などを体験する機会を持ちましょう。

基本方針 (2) 食文化継承に関する取組の推進

鹿児島には多くの郷土料理や伝統的な食材があります。しかし、郷土料理や伝統的な食材を食す機会があっても、作る機会が少ない現状にあります。作れずとも、先人たちが築いてきたその味や文化を知り、次の世代へ継承することは大切です。

鹿児島の郷土料理や伝統的な食材を風化させないために、食文化継承に関する取組を推進していきます。

◆数値目標

目標項目	現状値	目標値
	平成 29 年度	平成 33 年度
郷土料理や家庭料理、作法などを受け継いでいる人の割合の増加	39.9%	45% 以上

◆主な取組

① 市の取組

- ア．保育所、学校等での給食に郷土料理を取り入れるとともに、給食だよりを活用し、保護者へも情報提供していきます。
- イ．郷土料理教室を開催し、郷土料理に触れる機会を設けます。
- ウ．各種健診やイベント等で食事マナーや礼儀作法等について啓発に努めます。

② 市民の取組（ライフステージ別）

ア．乳幼児期

- ・様々な味に触れさせましょう。
- ・食具の使い方を身に付けさせましょう。

イ．学童、思春期

- ・郷土料理や伝統食に関心を持ちましょう。
- ・自分の地域の食文化について学びましょう。
- ・様々な料理に触れ、食事マナーや礼儀作法を身に付けましょう。

ウ．青年期及び壮年期

- ・郷土料理や伝統食などを味わい、作る経験をしましょう。
- ・家庭の味、郷土料理などを食生活に取り入れるとともに、家族や周りの人に伝えましょう。
- ・食事マナーや礼儀作法を家族に伝えましょう。

エ．高齢期

- ・家庭の味、郷土料理などを食生活に取り入れるとともに、家族や地域の人に伝えましょう。
- ・食事マナーや礼儀作法を家族に伝えましょう。

基本方針(3) 環境に配慮した食育の推進

現在、我が国では、年間 2,759 万トン（平成 28 年度環境省公表）の食品廃棄物等が出されています。このうち、まだ食べられるのに廃棄される食品（「食品ロス」）は 643 万トン（平成 28 年度環境省公表）も含まれます。

生活が豊かになり、食品が豊富に手に入るようになりましたが、その一方でこのような食品廃棄物が問題になってきています。食品廃棄物を減らすことは、温室効果ガスの削減等の環境の整備につながるだけでなく、食料自給率向上に向けた取組の一つでもあります。

食べ残しや食品廃棄を減らし、環境に配慮した取組を推進していきます。

◆数値目標

目標項目	現状値 平成 29 年度	目標値 平成 33 年度
食品ロスを知っている人の割合の増加	71.5%	80% 以上

◆主な取組

① 市の取組

- ア. 環境について学ぶための講座等を実施します。
- イ. ごみの減量化、資源化への意識向上を図る取組を行います。
- ウ. 食品ロスについて、ホームページやポスター等を使って啓発に努めます。
- エ. 出前講座を行い、リサイクルについて理解を深めます。
- オ. 保育所等で、ごみの分別について指導します。
- カ. 3010 運動^{※⑩}を推進します。

② 市民の取組（ライフステージ別）

ア. 乳幼児期

- ・「食べ物を大切にする」という感覚を身に付けさせましょう。
- ・食べたいもの、好きなものを増やすようにしましょう。

イ. 学童、思春期

- ・自分の食べ切れる量を知り、食べ残しを減らしましょう。
- ・好き嫌いを減らしましょう。
- ・食品ロスの問題について学びましょう。
- ・「もったいない」という感覚を身に付けましょう。

ウ. 青年期及び壮年期

- ・会食、宴会等での食べ残しを無くすために、3010 運動に取り組みましょう。
- ・食べ切れる量を購入しましょう。
- ・食材の在庫管理を定期的に行いましょう。
- ・食品ロスの問題について学びましょう。

エ. 高齢期

- ・食べ切れる量を購入しましょう。
- ・食材の在庫管理を定期的に行いましょう。

※⑩3010 運動：会食、宴会席での食べ残しを減らす運動。

乾杯後の 30 分間、お開き前の 10 分間は自分の席について料理を楽しむことを勧める。

コラム 鹿児島県の郷土料理を知ろう！

鹿児島県には、古くから伝わる郷土料理がたくさんあります。
最近ではコンビニなどでも販売され、手軽に食べられるようになっています。
郷土料理を食べて、作って、またそれを次の世代へとつなげていきましょう。

酒ずし



島津の殿様が宴を開いたときに、山菜のごちそうと残りの酒を溜め桶に入れていたら、翌日それが発酵したことから生まれたと言われる。

けいはん鶏飯



当時、貴重だった鶏を1羽つぶし、丸ごと無駄なく使う先人たちの生活の中での知恵から生み出されたおもてなし料理。

ふくれがし



黒砂糖・小麦粉・重曹だけで作る蒸し菓子。重曹でふっくらと蒸しあがるので「ソーダ菓子」とも呼ばれ、昔からお茶うけとして家庭で作られてきた。

豚骨



薩摩武士が戦場や狩場で作り始めたと言われ、豪快な料理。焼酎を振りかけ、桜島大根やコンニャクと一緒にみそ味で柔らかくなるまで煮込む。



コラム 「3010 運動」で食べ残し“ゼロ”

「3010(サンマルイチマル)運動」とは、宴会や会食などで、乾杯から最初の30分間は席について料理を楽しむ、そして、お開き前の10分間は自分の席に戻って料理を残さず食べようという運動で、長野県松本市で始まったものが、全国に広がっている取り組みです。

宴会や会食では、席を離れて話をしている間に、手が付けられないまま大量の食べ残しが出てしまうことも多いですが、このような食べられるのに廃棄されてしまう「食品ロス」は、もったいないだけでなく、処理をするのにも費用がかかるほか、燃やしたり埋めたりすると地球環境にも影響を与えます。

「3010 運動」で食べ残しゼロを目指しましょう！

「サンキリ戦隊ゴミゲンジャー
食べきりレッド」



コラム 「地産地消」って何？

「地産地消」とは、その地域でとれた農林水産物をその地域で消費することです。
食が豊かな鹿児島！鹿児島のを味わってみませんか？



にがうり



黒牛



オクラ



といもがら



さつま地鶏



かんばち

2. 鹿児島市の主な事業等一覧

●：主な目標 ○：関連目標

担当課	事業等名	基本目標 1			基本目標 2			基本目標 3		
		方針 1	方針 2	方針 3	方針 1	方針 2	方針 3	方針 1	方針 2	方針 3
消費生活センター	消費生活教室 (消費者啓発事業)	●								
環境政策課	環境未来館講座							○	○	●
資源政策課	3R(リデュース・リユース・リサイクル)推進事業									●
	ホームフードリサイクル グリーン事業									●
	親子で取り組む「もやせるごみ」減量実践モニター事業									●
長寿支援課	愛のふれあい会食事業		○			●	○			
	心をつなぐ訪問給食事業		○			●				
こども政策課	親子料理教室 (すこやか子育て交流館)		○		○	●				
保育 幼稚園課	「食育だより」の発行	●	○	○	○	○	○			
	公立保育園の保育計画及び食育計画	○				●			○	
	児童福祉施設等給食関係者研修会	●	○			○				
	公立保育園の野菜作り収穫体験					○		●		
母子保健課 保健センター 保健福祉課	育児支援事業		○		○	●	○			
	乳幼児健康診査事業		○		○	●	○			
	母と子の健康教室事業		○		○	●				
地域福祉課 小野市民館	市民館料理講座		●			○	○			
	市民館男性料理教室		○			●	○			
	小野市民館 「高齢者会食交流会」		○			●	○			
地域福祉課 小松原市民館	市民館料理講座		●			○	○			
	市民館 「夏休み親子クッキング」		○			●	○			
	市民館 「夏休み親子パン作り教室」		○			●	○			
	小松原市民館 「高齢者会食交流会」		○			●	○			
保健政策課	食育推進事業	●	○	○	○	○	○	○	○	○
	食育フェスタ開催事業	●	○			○	○	○		
	健康増進計画推進事業	●	○				○			
生活衛生課	食品・環境衛生監視指導事業			●						

担当課	事業等名	基本目標 1			基本目標 2			基本目標 3		
		方針 1	方針 2	方針 3	方針 1	方針 2	方針 3	方針 1	方針 2	方針 3
保健予防課	乳幼児歯の健康づくり事業		●	○						
	栄養改善対策事業		●		○		○			
	通所型 短期集中予防サービス事業		○				●			
保健予防課 保健センター	食生活改善推進事業	●	●			○	○			
	地域食育推進事業		●		○	○	○		●	
	一般介護予防（口腔・栄養・運動）複合教室事業		○				●			
保健予防課 保健センター 保健福祉課	生活習慣改善支援事業		○			○	●			
	個別保健指導事業		○		○		●			
	歯科保健事業		●				○			
	シニア世代の ヘルスプロモーション事業		○			○	●			
保健環境 試験所	食品試験検査			●						
生産流通課	農林水産物 PR 事業							●		
	鹿児島市農林水産まつり							●		
	地域農業まつり							●		
農政総務課	市民参加型農業支援事業							●		
青果市場	青果物残留農薬検査			●						
	青果市場活性化推進事業					○		●		
魚類市場	魚類市場活性化推進事業					○		●		
青果市場 魚類市場	消費拡大を目指した 情報発信	○						●		
グリーン ツーリズム 推進課	観光農業公園交流体験事業							●		
	グリーン・ツーリズム 推進事業							●		
学校教育課	個性あふれる 学校づくり推進事業					○		●		

担当課	事業等名	基本目標 1			基本目標 2			基本目標 3		
		方針 1	方針 2	方針 3	方針 1	方針 2	方針 3	方針 1	方針 2	方針 3
保健体育課	小学校・中学校における食に関する指導				○	●				
	地区学校保健研究協議会				○	●				
	保護者への啓発				○	●				
	食に関する指導研究協力校					●				
	学校給食標準献立作成委員会		○			●		○	○	
	地域が育む「鹿児島教育」県民週間					●		○	○	
	鹿児島をまるごと味わう学校給食週間					○		●		
	市立幼稚園				○	●				
学校教育課 保健体育課	食生活についての理解の推進	○	○		○	●	○			
	成長期における正しい食生活の啓発	○	○		○	●	○			
青少年課	青年会館講座		●			○				
	勤労青少年ホーム料理講座		○			●			○	
生涯学習課	生涯学習プラザ講座		○			●				
	勤労女性センター講座		○			●				
	勤労女性センター短期講座		○			●				
各地域 公民館	公民館講座		○			●				

第6章 計画の数値目標

目標項目		現状値 平成29年度	目標値 平成33年度
1 食育に関心を持っている人の割合の増加	18歳以上	69.5%	90%以上
	中学生から18歳未満	49.8%	55%以上
2 食に関するボランティア数の増加		2,805人	10%以上増加
3 栄養バランス等を意識した食生活を送っている人の割合の増加		71.8%	80%以上
4 食事をよく噛んで味わって食べる人の割合の増加		41.4%	55%以上
5 食品の選択・調理方法について知識のある人の割合の増加		67.2%	90%以上
6 朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数の増加 (朝食＋夕食の週平均) ※下記参照		週9.6回	週10回以上
7 一人暮らしの人が共食する割合の増加		44.6%	50%以上
8 生活習慣病予防や改善のために、普段から食生活に気をつけている人の割合の増加		54.7%	75%以上
9 朝食を食べない人の割合の減少	20～30歳代の男性	18.8%	15%以下
	20～30歳代の女性	10.1%	10%以下
	40歳代の男性	28.6%	25%以下
10 地場産の農林水産物を意識して購入する人の割合の増加		79.0%	90%以上
11 農林漁業体験を経験した人の割合の増加	18歳以上	37.2%	85%以上
	中学生から18歳未満	71.2%	95%以上
	未就学児・小学生	79.8%	95%以上
12 郷土料理や家庭料理、作法などを受け継いでいる人の割合の増加		39.9%	45%以上
13 食品ロスを知っている人の割合の増加		71.5%	80%以上

※「ほとんど毎日」を週7回、「週に4～5日」を4.5回、「週に2～3日」を2.5回、「週に1日程度」を1回として、朝食・夕食ごと(設問ごと)に、当該人数を掛け、合計したものを全体数で割り、朝食と夕食の回数を足して週当たりの回数を算出する。

第7章 計画の推進体制

食育を推進するために、関係機関・団体と連携して取り組んでいきます。

【鹿児島市食育推進委員会】

市民や、学識経験者、消費者団体、教育福祉関係団体、保健医療関係団体、農林水産業関係団体、食品関係団体の代表者で構成する組織で、本計画の推進や計画に基づく施策に関する協議を行います。

【鹿児島市食育推進連絡会議】

市役所内の関係部署で構成する組織で、本市の食育に係る事業施策が円滑に推進されるよう進行管理や情報交換などを行います。

【鹿児島市食育推進ネットワーク】

食に関わる各種関係機関・団体等が、お互いの情報交換・交流を進めるとともに、活動の協力等を行い、本市の食育の推進を図ります。

資料編

- 1 策定経過
- 2 鹿児島市食育推進委員設置要綱
- 3 鹿児島市食育推進委員会委員名簿
- 4 鹿児島市食育推進連絡会議設置要綱
- 5 食育基本法
- 6 鹿児島市の主な事業内容等一覧

1. 策定経過

平成 29 年度

時 期	内 容
5月29日	第1回鹿児島市食育推進連絡会議 内容：次期鹿児島市食育推進計画の策定について 食育に関する意識調査内容検討等
6月14日	第1回鹿児島市食育推進委員会 内容：次期鹿児島市食育推進計画の策定について 食育に関する意識調査内容検討等
7月31日～ 9月15日	第二次かごしま市食育推進計画最終評価のための食育に関する市民意識調査 調査対象：市民3,500人
3月23日	第2回鹿児島市食育推進連絡会議 内容：食育に関する市民意識調査について 第二次かごしま市食育推進計画最終評価及び次期計画策定について等
3月28日	第2回鹿児島市食育推進委員会 内容：食育に関する市民意識調査について 第二次かごしま市食育推進計画最終評価及び次期計画策定について等

平成 30 年度

時 期	内 容
4月24日	第1回鹿児島市食育推進連絡会議ワーキンググループ会議 内容：策定スケジュール、「第二次かごしま市食育推進計画」最終評価検討等
5月29日	第2回鹿児島市食育推進連絡会議ワーキンググループ会議 内容：本市の現状と国・県との比較、第三次かごしま市食育推進計画の基本方針及び目標項目と目標値について検討等
6月11日	第3回鹿児島市食育推進連絡会議ワーキンググループ会議 内容：第三次かごしま市食育推進計画について検討
7月2日	第1回鹿児島市食育推進連絡会議 内容：第二次かごしま市食育推進計画最終評価について 次期鹿児島市食育推進計画の策定について検討等
7月19日	第1回鹿児島市食育推進委員会 内容：第二次かごしま市食育推進計画最終評価について 次期鹿児島市食育推進計画の策定について検討等
7月25日	第4回鹿児島市食育推進連絡会議ワーキンググループ会議 内容：第三次かごしま市食育推進計画について検討
8月6日	第2回鹿児島市食育推進連絡会議 内容：第三次かごしま市食育推進計画について検討
8月23日	第2回鹿児島市食育推進委員会 内容：第三次かごしま市食育推進計画について検討
10月5日～ 11月5日	第三次かごしま市食育推進計画素案に係るパブリックコメントの実施（32日間）

1月	17日	第1回鹿児島市食育推進連絡会議幹事会 内容：パブリックコメントの実施結果 第三次かごしま市食育推進計画（案）について検討等
1月	21日	第3回鹿児島市食育推進連絡会 内容：パブリックコメントの実施結果 第三次かごしま市食育推進計画（案）について検討等
1月	24日	第3回鹿児島市食育推進委員会 内容：パブリックコメントの実施結果 第三次かごしま市食育推進計画（案）について検討等
3月		第三次かごしま市食育推進計画（平成31年～33年度）の策定

2. 鹿児島市食育推進委員会設置要綱

（設置）

第1条 食育基本法に基づく本市の市町村食育推進計画（以下「計画」という。）の総合的かつ計画的な推進を図るとともに、次期計画の策定に当たり、多様な意見を反映させるため、鹿児島市食育推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 計画の推進及び計画に基づく施策に関すること。
- (2) 次期計画の策定に関すること。
- (3) その他計画の推進及び次期計画の策定に関し必要な事項

（組織）

第3条 委員会は、委員18人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる選任区分ごとに当該各号に定める人数を、市長が委嘱する。

- (1) 市内に居住する者で公募に応じたもの3人以内
- (2) 学識経験者1人以内
- (3) 消費者団体等の代表者2人以内
- (4) 教育福祉関係団体の代表者4人以内
- (5) 保健医療関係団体の代表者3人以内
- (6) 農林水産業関係団体の代表者2人以内
- (7) 食品関係団体の代表者3人以内（委員の任期）

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（委員長等の職務）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理し、委員会の会議（次条において「会議」という。）の議長を務める。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 会議は、委員長が必要に応じて招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、保健所保健政策課において処理する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成21年4月21日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則
この要綱は、平成 25 年 2 月 28 日から施行する。

付 則
この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

3. 鹿児島市食育推進委員会委員名簿（平成 30 年度）

	組織	氏 名	役 職 等
委員長	学識経験者	森中 房枝	鹿児島純心女子大学教授
委員長	保健医療 関係者	美園 俊明	鹿児島市医師会理事
委員	公募	瀧川 憲洋	公募委員
		田代 あさ子	公募委員
		安田 尚道	公募委員
	消費者団体	十島 真理	鹿児島市 PTA 連合会副会長
		三反田 千代子	鹿児島市食生活改善推進員連絡協議会会長
	教育福祉 関係団体	秋元 凉子	鹿児島市保育園協会理事
		森山 芳子	鹿児島市私立幼稚園協会教育研究委員
		濱島 敬子	鹿児島市小学校長会会員
		恒吉 文子	鹿児島地区栄養教諭等協議会会員
	保健医療 関係団体	濱坂 卓郎	鹿児島市歯科医師会理事
		森田 洋子	鹿児島県栄養士会理事
	農林水産業 関係団体	福吉 秀一	鹿児島市農産物等流通促進協議会会長
		加治佐 美彦	いお・かごしま魚食普及拡大推進協議会委員
	食品関係 団体	内嶋 善治	鹿児島県調理師連合会部長
		肥後 辰彦	鹿児島市食品衛生協会会長

3. 鹿児島市食育推進連絡会議設置要綱

(設置)

食育基本法に基づく本市の市町村食育推進計画(以下「計画」という。)に係る事業施策を円滑に推進するに当たり、庁内の連絡調整を図るとともに、次期計画の策定に必要な事項を調査検討するため、鹿児島市食育推進連絡会議(以下「連絡会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 連絡会議の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 計画の推進及び進行管理に関すること。
- (2) 次期計画の策定に係る事項の調査検討に関すること。
- (3) その他計画の推進及び次期計画の策定に関し必要な事項

(組織)

第3条 連絡会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、保健所長をもって充てる。

3 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(会長等の職務)

第4条 会長は、連絡会議を代表し、会務を総理し、連絡会議の会議(次条において「会議」という。)の議長を務める。

2 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が必要に応じて招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(幹事会)

第6条 連絡会議の所掌事項に関する具体的な事項について調査検討させるため、連絡会議に幹事会を置く。

2 幹事会は、調査検討した結果を連絡会議に報告する。

3 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。

4 幹事長は、保健所保健政策課長をもって充てる。

5 幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

6 幹事長等の職務及び幹事会の会議については、前2条の規定を準用する。

7 幹事会における調査検討に係る資料等の作成のため、幹事会に関係課の職員をもって組織するワーキンググループを置くことができる。

(庶務)

第7条 連絡会議の庶務は、保健所保健政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成21年5月13日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年2月28日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月17日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表第 1(第 3 条関係)

鹿児島市食育推進連絡会議委員
企画財政局企画部長
市民局市民文化部長
環境局環境部長
環境局資源循環部長
健康福祉局すこやか長寿部長
健康福祉局こども未来部長
観光交流局観光交流部長
産業局農林水産部長
中央卸売市場長
教育委員会事務局教育部長

別表第 2(第 6 条関係)

鹿児島市食育推進連絡会議幹事会幹事
企画財政局企画部政策推進課長
市民局市民文化部消費生活センター所長
環境局環境部環境政策課長
環境局資源循環部資源政策課長
健康福祉局すこやか長寿部長寿支援課長
健康福祉局こども未来部こども政策課長
健康福祉局こども未来部保育幼稚園課長
保健所生活衛生課長
保健所保健予防課長
観光交流局グリーンツーリズム推進課長
産業局農林水産部農政総務課長
産業局農林水産部生産流通課長
中央卸売市場青果市場長
中央卸売市場魚類市場長
教育委員会事務局教育部保健体育課長
教育委員会事務局教育部学校教育課長
教育委員会事務局教育部生涯学習課長

4. 食育基本法

(平成十七年六月十七日法律第六十三号)
最終改正：平成二七年九月一日法律第六六号

前文 第一章 総則(第一条一第十五条)
第二章 食育推進基本計画等(第十六条一第十八条)
第三章 基本的施策(第十九条一第二十五条)
第四章 食育推進会議等(第二十六条一第三十三条)
附則

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」

の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成)

第二条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

(食に関する感謝の念と理解)

第三条 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

(食育推進運動の展開)

第四条 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとするとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

(子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割)

第五条 食育は、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

(食に関する体験活動と食育推進活動の実践)

第六条 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

(伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献)

第七条 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配慮し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を行うことにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

(食品の安全性の確保等における食育の役割)

第八条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについ

ての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

(国の責務)

第九条 国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(教育関係者等及び農林漁業者等の責務)

第十一条 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健(以下「教育等」という。)に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体(以下「教育関係者等」という。)は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 農林漁業者及び農林漁業に関する団体(以下「農林漁業者等」という。)は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

(食品関連事業者等の責務)

第十二条 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体(以下「食品関連事業者等」という。)は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(国民の責務)

第十三条 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第十四条 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十五条 政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 食育推進基本計画等

(食育推進基本計画)

第十六条 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

二 食育の推進の目標に関する事項

三 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを農林水産大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県食育推進計画)

第十七条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県食育推進計画」という。)を作成するよう努めなければならない。

2 都道府県(都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあっては、都道府県食育推進会議)は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

(市町村食育推進計画)

第十八条 市町村は、食育推進基本計画(都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育

推進基本計画及び都道府県食育推進計画)を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画(以下「市町村食育推進計画」という。)を作成するよう努めなければならない。

- 2 市町村(市町村食育推進会議が置かれている市町村にあっては、市町村食育推進会議)は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

第三章 基本的施策

(家庭における食育の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(学校、保育所等における食育の推進)

第二十条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の痩身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

(地域における食生活の改善のための取組の推進)

第二十一条 国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関等における食育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育に関する指導の充実、食品関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

(食育推進運動の展開)

第二十二条 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携協力を図りながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、これらのボランティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

(生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

(食文化の継承のための活動への支援等)

第二十四条 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。(食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進) 第二十五条 国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等につい

- て調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずるものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全性、栄養、食習慣等の食生活に関する情報の収集、食育に関する研究者等の国際的交流、食育の推進に関する活動についての情報交換その他国際交流の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

第四章 食育推進会議等

(食育推進会議の設置及び所掌事務)

第二十六条 農林水産省に、食育推進会議を置く。

2 食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 食育推進基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。

二 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

(組織)

第二十七条 食育推進会議は、会長及び委員二十五人以内をもって組織する。

(会長)

第二十八条 会長は、農林水産大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第二十九条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 農林水産大臣以外の国務大臣のうちから、農林水産大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者

二 食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、農林水産大臣が任命する者

2 前項第二号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第三十条 前条第一項第二号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の委員は、再任されることができる。

(政令への委任)

第三十一条 この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県食育推進会議)

第三十二条 都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進に関して、都道府県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、都道府県食育推進会議を置くことができる。

2 都道府県食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(市町村食育推進会議)

第三十三条 市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。

2 市町村食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二十一年六月五日法律第四九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法(平成二十一年法律第四十八号)の施行の日から施行する。

附 則 (平成二十七年九月一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、

当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

(食育基本法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に第二十五条の規定による改正前の食育基本法第二十六条第一項の規定により置かれている食育推進会議は、第二十五条の規定による改正後の食育基本法第二十六条第一項の規定により置かれる食育推進会議となり、同一性をもって存続するものとする。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

5. 鹿児島市の主な事業内容等一覧

担当課	事業等名	事業内容
消費生活センター	消費生活教室 (消費者啓発事業)	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活教室 衣食住について年間 6 回講座を実施する中で、食育、栄養学などのテーマを通じて総合的に食について考える機会を提供する。 親子一日教室 夏休みに 2 回実施している親子一日教室のうち 1 回を食に関するテーマで実施し、食を通じた消費生活に関心を持つ機会を提供する。
環境政策課	環境未来館講座	環境未来館講座の実施。 「親子 de エコな買い物 & クッキング」「かごしまの味! 料理教室～地産地消から食と環境を考える～」等
資源政策課	3R(リデュース・リユース・リサイクル)推進事業	小学 4 年生の社会科学習資料として「ストッピーとさくりんのごみ・まち美化教室」を配布し、その中で、3R の取り組みとして「食べきり」の周知・啓発を行う。
	ホームフードリサイクルグリーン事業	ごみの減量化・資源化意識の向上を図るため、家庭用生ごみ処理機器の購入に対し助成するとともに、市民や NPO と協働し、観光農業公園を活用した生ごみの堆肥化を推進するほか、新たにダンボールコンポストの利用経験者をコンポストサポーターとして育成し、生ごみの減量化・資源化を図る。 また、子どもたちに「生ごみのリサイクル授業」を実施する。
	親子で取り組む「もやせるごみ」減量実践モニター事業	「もやせるごみ」の減量に取り組んだ親子モニターの取り組みの事例として、「食材の切れ端を料理に使う」「余りものを別の料理に作り変える」など食材を無駄にしない方法を紹介し、ごみ減量化の推進を図る。
長寿支援課	愛のふれあい会食事業	65 歳以上の家に閉じこもりがちな高齢者を対象として実施する会食を行うボランティア団体に給食サービスを提供することにより、家に閉じこもりがちな高齢者の孤独感の解消、健康の保持及び生きがいづくりを助長し、高齢者の福祉の増進を図る。
	心をつなぐ訪問給食事業	65 歳以上のひとり暮らしや高齢者のみの世帯等に、定期的に配食することにより、安否確認、在宅福祉を推進し、自立した生活の支援及び孤独感の解消を図る。
こども政策課	親子料理教室 (すこやか子育て交流館)	料理教室の実施(年 24 回) 親子で料理を楽しむ機会を提供するとともに、離乳食の必要性や栄養のバランスについて、座学やデモ形式を通して親の学ぶ機会を提供する。

担当課	事業等名	事業内容
保育 幼稚園課	「食育だより」の発行	公立保育園の保護者に対し、食育だよりを配布し、食育についての普及・啓発を行う。
	公立保育園の保育計画及び食育計画	公立保育園において、保育計画に食育を位置づけ、食事マナーを身に付けさせる。また、別途食育計画を作成し、食育に関する取組を推進する。
	児童福祉施設等給食関係者研修会	児童福祉施設等給食関係者研修会を開催し、給食担当者の知識及び技術の向上を図る。
	公立保育園の野菜作り収穫体験	園庭などで、子供たちが野菜の栽培や収穫などを体験する。
母子保健課 保健センター 保健福祉課	育児支援事業	各保健センターや地域の公民館・福祉館などで、子供が健やかに育つための「育児相談」や「歯科相談」「栄養相談」を実施する。
	乳幼児健康診査事業	心身の発達・育児の上で最も大切な乳幼児期に異常を早期に発見し、適切な措置を講ずるため、健康診査や栄養・歯科・育児指導を実施する。
	母と子の健康教室事業	初めて育児をする母親とその家族を対象に、育児に関する知識を学ぶ教室を実施する。
地域福祉課 小野市民館	市民館料理講座	料理づくりを通して、住民交流を行うとともに、食生活の向上を図る。
	市民館男性料理教室	料理づくりを通して、男性同士の交流を行うとともに、食生活の向上を図る。
	小野市民館「高齢者会食交流会」	伊敷中学校区の長寿会に声をかけ、複数の長寿会を組み合わせ、会食交流を行う。
地域福祉課 小松原市民館	市民館料理講座	季節に応じた料理や郷土の食材を活かした料理を作り、バランスのとれた食事のあり方を一緒に考える。
	市民館「夏休み親子クッキング」	夏休み親子で料理を楽しむ機会を提供するとともに、栄養のバランスや食生活について親子で学ぶ機会を提供する。
	市民館「夏休み親子パン作り教室」	夏休み親子で参加し、パンを作り、楽しさや親子で一緒に作る機会を提供する。
	小松原市民館「高齢者会食交流会」	食生活改善推進員が高齢者の食生活にふさわしい料理を提供し、料理や食材の説明を行う。
保健政策課	食育推進事業	本計画による食育を推進するため、食に関する情報を発信するとともに、食育推進ネットワークの連携強化や関係団体、生産者、ボランティア等の食育実践活動に対して、支援や助言を行う。
	食育フェスタ開催事業	食に関する学習や体験活動を通じて食育の推進を図るため、市内大学等と連携し「食育フェスタ」を開催する。
	健康増進計画推進事業	鹿児島市民すこやかプランによる、市民の健康づくりを推進するため、健康づくり推進市民会議の運営や情報発信を行う。
生活衛生課	食品・環境衛生監視指導事業	食品衛生法に基づき、営業施設等の許可や監視指導、食品の収去検査等を実施することにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、食品の安全性の確保を図る。

担当課	事業等名	事業内容
保健予防課	乳幼児歯の健康づくり事業	1歳児に歯科健康診査、2歳児、2歳6か月児、翌年度に小学校入学を控えた幼児に歯科健康診査及びフッ素塗布を実施する。
	栄養改善対策事業	市民に食生活を中心とした健康づくりの正しい知識と実践の普及を図るとともに、喫食者の健康状態に影響を与える給食施設等に指導を行うことにより、市民の健康及び体力の保持・増進を図る。
	通所型短期集中予防サービス事業	要支援者及び事業対象者に対して、口腔機能向上及び低栄養改善、介護予防等の個別の相談を実施する。
保健予防課 保健センター	食生活改善推進事業	市民に食生活を中心とした健康づくりの正しい知識を普及するため、食生活改善推進員を育成し、地域活動を展開する。
	地域食育推進事業	地域における食育推進のため本計画に基づき事業を実施し、市民の健全な食生活の実現と豊かな食文化の継承及び発展に寄与する。
	一般介護予防（口腔・栄養・運動）複合教室事業	高齢期の疾病予防・介護予防等を推進するため、口腔機能向上、栄養改善、運動器機能向上を目的とした複合型教室を実施する。
保健予防課 保健センター 保健福祉課	生活習慣改善支援事業	栄養・食生活（食行動）に関する正しい知識の普及啓発を図る各種健康教育、健康相談を実施する。
	個別保健指導事業	健診結果等に課題がある者に対して、特定保健指導、生活習慣病予防等の指導を実施する。
	歯科保健事業	歯科保健に関する正しい知識を普及するため、健康教育や保健指導を実施する。
	シニア世代のヘルスプロモーション事業	65歳以上の高齢化に対して、低栄養予防・口腔機能低下予防等、介護予防の啓発のための健康教育や健康相談を実施する。
保健環境 試験所	食品試験検査	市民の健康と安全を図るため、食品・飲料水等の検査を臨床試験検査事業及び理化学試験検査事業で行う。
生産流通課	農林水産物 PR 事業	市内産の農林水産物を市内外の各種イベント、物産展等を通して広く PR を行うことにより、生産振興及び消費拡大を図る。
	鹿児島市農林水産まつり	本市農林水産業への理解を深めてもらうとともに、安心安全な本市農林水産物の消費拡大を図るため、農林水産業と市民とのふれあいの場を設ける。
	地域農業まつり	市内各地域において、「まつり」を開催することで、本市農林水産物の消費拡大と地域農業への理解を深める。
農政総務課	市民参加型農業支援事業	市内の農地の有効活用を図るとともに、市民の余暇の充実と農業・農村地域への理解の醸成、地域住民との交流を通じた地域の活性化を図るため、市民農園の開設等を支援する。
青果市場	青果物残留農薬検査	市場流通物は「安全・安心」であるという消費者の信頼を確立するとともに、生産者の農薬適正使用の意識啓発を図るため、保健所が実施する収去検査による残留農薬検査と自主検査を実施する。

担当課	事業等名	事業内容
青果市場	青果市場活性化推進事業	市内の小中学生を対象に、県内の青果物を学校給食用に提供したり、出前授業を実施し、県産青果物のPRを推進する。
魚類市場	魚類市場活性化推進事業	市場見学や料理教室、出前授業等の開催、ホームページ等を通して、料理方法や水産物の魅力、鹿児島県の水産物についての情報を発信し、魚食普及と地産地消を推進する。
青果市場 魚類市場	消費拡大を目指した 情報発信	新聞に「買いごろ食べごろ」と題し、季節ごとのおいしい青果物や魚介類の選び方や栄養素、レシピなどの情報を掲載する。
グリーン ツーリズム 推進課	観光農業公園交流体験 事業	観光農業公園内の体験用農地や交流体験館等において、農業や調理等の各種体験プログラムを実施する。
	グリーン・ツーリズム 推進事業	農作業体験学習 農業に対する理解を深めるため、市内農村地域において農作業体験学習を支援する。
学校教育課	個性あふれる 学校づくり推進事業	小学校や中学校で、田植えや野菜作りなど農作業を体験し、そして調理して食べるまでの食の体験活動を実施する。
保健体育課	小学校・中学校における 食に関する指導	年間指導計画に基づいた食に関する指導を実施する。
	地区学校保健研究協議会	10地区1高校部会において、テーマに掲げて学校・地域・家庭と連携した取組を実施する。
	保護者への啓発	各学校が毎月発行する「給食だより」等に掲載する指導資料を提供する。
	食に関する指導研究 協力校	協力校において研究主題を定め、指導に取り組む。
	学校給食標準献立作成 委員会	・旬の食材を使用した郷土料理の導入 ・多く噛むことを目的とした献立の導入
	地域が育む「鹿児島の 教育」県民週間	給食時間の指導の充実と給食試食会や交流給食の実施及び郷土料理や行事食等給食を実施する。
	鹿児島をまるごと味わう 学校給食週間	給食試食会、生産者や地域住民との交流給食等を実施する。
	市立幼稚園	・年間指導計画に基づいた食に関する指導を実施する。 ・各給食施設が発行する「給食だより」等に掲載する指導資料を提供する。
学校教育課 保健体育課	食生活についての理解の 推進	家庭科、技術・家庭科、体育科、保健体育科、学級活動の授業の中で指導する。
成長期における正しい 食生活の啓発 青年会館講座		
青少年課	勤労青少年ホーム 料理講座	各種料理教室等の講座を実施する。
生涯学習課	生涯学習プラザ講座	各種料理教室等の講座を実施する。
	勤労女性センター講座	
	勤労女性センター 短期講座	
各地域 公民館	公民館講座	各種料理教室等の講座を実施する。

第三次かごしま市食育推進計画

発行日 令和元年6月
編集・発行 鹿児島市保健所保健政策課
〒892-8677
鹿児島市山下町11番1号
電話 099-803-6861